

平成25年度

■ 年 報 ■

第21号

四日市市立博物館

## 四日市市立博物館の使命

### 1 市民の創造性を高めます。

これから豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っています。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしています。

### 2 郷土を大切にする心を育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にする心を育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

### 3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

### 4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

### 5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとします。また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。



## 記憶が街の力になる。

平成 25 年度は、当館が平成 5 年のオープンから 20 周年という記念すべき年です。そこで、記念ロゴマークとキャッチコピーを作成し、記念事業の数々を展開しました。記憶を残す場所としての特徴を箱としてデザインしたロゴマークと、「記憶が街の力になる。」というキャッチコピーは、この地域で使われ、残されてきた物や記憶を大切に保存し、未来へ伝えることが博物館の仕事であり、その活動を通じて、この街とともに歩んだ一人ひとりの記憶をつなぎ合わせることが、この街の未来をつくる大きな力になることを信じたい、という思いを表現しています。

展覧会については、独特の撮影法と切り口で四日市を撮り下ろし、新たな本市のイメージを全国発信した本城直季写真展などを開催しました。また、開館 20 年の間に収集した資料の一部を館蔵品展として 4 期に分けて展示公開しました。

プラネタリウムでは、本市のゆるキャラ「こにゅうどうくん」の案内でコンビナート夜景クルーズを楽しみ、市内の見どころを巡る 20 周年記念番組を投映し、本市の魅力を星空とともに紹介しました。

当館は、(仮称) 四日市公害と環境未来館の館内への併設に合わせて常設展示とプラネタリウムの全面改修を行うことになり、平成 26 年 5 月から全館休館して工事を進めております。平成 27 年 3 月のオープンを目指して、より一層魅力ある博物館となるようリニューアルに取り組んでまいります。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は略させていただきました。ご了承ください。

平成 26 年 7 月

## 目 次

年報発刊にあたって .....	1
目 次 .....	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展示 .....	3
2 企画・特別展示 .....	3
3 教育普及事業 .....	8
4 資料収集保存事業 .....	12
5 調査研究事業 .....	15
2 プラネタリウム事業	
1 天文展示 .....	16
2 プラネタリウム投映事業 .....	16
3 天文教育普及事業 .....	21
3 リニューアル事業	
1 常設展示 .....	26
2 プラネタリウム .....	26
II 管理・運営	
1 組織 .....	28
2 予算 .....	29
3 博物館協議会 .....	31
4 施設の利用 .....	32
5 年報の発行 .....	33
6 利用状況 .....	34
7 関係法規 .....	36
III 施設概要 .....	
IV 利用案内 .....	41
44	
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯 .....	45
2 事業 .....	46
3 施設の利用 .....	47
4 利用状況 .....	49
5 関係法規 .....	50
II 施設概要 .....	
54	

## I 事業概要

### 1 博物館事業

#### 1 常設展示

基本テーマ「伊勢湾と鈴鹿山脈のある四日市の文化と生活環境」をもとに、地質時代から現代までの四日市市及び北勢地域のあゆみを、「北勢地域のおいたちと自然環境」、「原始・古代の人びとの生活」、「四日市と四日市庭浦の成立」、「東海道と伊勢参宮道の脈わい」、「四日市港と近代産業の発展」、「戦災からの復興と都市の創造」の六つのテーマで構成し、その時代の特色を浮き立たせるよう工夫している。

コーナー展示では、戦前に東海地方有数の祭りであった「四日市祭」と、「浮世絵」に描かれた四日市の展示を行っている。

また、文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成18年12月9日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

#### 平成25年度常設展示

開館日数 298日  
観覧者数 24,579人  
観覧料 無料



#### 2 企画・特別展示

本年度は、四つの開館20周年記念特別展及び企画展と一つの共催展を開催した。

##### (1) 開館20周年記念特別展1 「四日市鳥瞰図 しんきろう 本城直季写真展」

[主 催] 四日市市立博物館  
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、エフエムよっかいち(株)、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送  
[助 成] (公財)岡田文化財団



■会期：4月20日（土）～6月9日（日） 44日間  
■観覧者数：3,810人  
■観覧料：一般 600円、高校大学生 400円、中学生以下無料  
■関連行事

###### ○ギャラリートーク

日 時：4月20日（土）14:00～14:45 参加者：70人  
5月19日（日）13:00～13:45 参加者：140人

講 師：本城直季（写真家）

###### ○本城さんの写真に写ろう！（国際博物館の日記念事業）

日 時：5月19日（日）14:30～14:50

場 所：市民公園 参加者：150人

本城直季氏のミニチュア風写真に写りこむイベント。

雨の中、ギャラリートークの参加者を含む市民が市民公園に集まり、博物館屋上から記念写真を撮影。撮影した作品は6月1日から会期末まで会場内にて展示した。



## ■担当者所感（企画普及係 廣瀬毅）

写真集「small planet」で一世を風靡した本城直季氏が、四日市市の風景を独自の作風で撮り下ろした初公開作品 93 点を含む 107 点を展示した。当館の自主企画展覧会であり開館 20 周年にふさわしい内容となった。展覧会だけでなく、本城直季氏の協力のもと、撮り下ろした作品のなかから 25 点を厳選した写真集「Shinkirou」（リトルモア社）も同時に出版され、市内や名古屋の書店には本城氏のコーナーも設置されるなどの広がりもあった。事前の広報として、「みんなに見せたい四日市」と題したミニチュア風写真の公募を行った。公募が新聞記事として取り上げられ、展覧会の事前告知にもなった。

こうした広がりに反して観覧者数は想定の半分程であった。広報手段としては、中日新聞と朝日新聞の紙面広告を使い、会期中それぞれ 31 回、14 回の紙面広告を行うことができた。新聞記事だけでなく CTY、三重テレビ、NHK などの放送メディアにも取り上げられた。また、全国的な NHK 教育テレビ「日曜美術館」アートシーン（展覧会紹介）や、「芸術新潮（6 月号）」（新潮社）の star dust（展覧会レビュー）に取り上げられ、東海地方では、中日新聞と朝日新聞の文化面展覧会評などに取り上げられた。このような取り上げ方は過去に例がなく、この展覧会の趣旨や取り組みが評価されたものと思われる。

観覧者からも、四日市を取り上げたことへの評価、四日市の風景が本城氏の作品になったことへの感動、自分たちの町に対する意識が変化したなどの意見が多くみられ、展覧会の評価も高かった。

## （2）開館 20 周年記念特別展 2

### 「本池秀夫 革の世界展～人形・動物・現代アート～」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、エフエムよっかいいち（株）、三重エフエム放送、（株）シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送

[助 成] （公財）岡田文化財団



■会期：7 月 20 日（土）～9 月 1 日（日） 38 日間

■観覧者数：5,774 人

■観覧料：一般 700 円、高校大学生 500 円、中学生以下無料

■関連行事

#### ○ギャラリートーク（サイン会）

日 時：7 月 20 日（土）・21 日（日）、8 月 3 日（土）・4 日（日）・  
17 日（土）・18 日（日）・31 日（土）、9 月 1 日（日）  
いずれの日も 11:00～、14:00～

講 師：本池秀夫（レザーアーティスト）

参加者：合計 744 人



#### ○子ども博物館教室ワークショップ 「動くおもちゃをつくろう」

日 時：8 月 11 日（日） 10:00～12:00、14:00～16:00

場 所：講座室

講 師：川本一也（当館指導主事）、学習支援ボランティア

参加者：95 人（小学生 55 人、保護者 40 人）



## ■担当者所感（企画普及係 川本一也）

40 年間革の作品を作り続けているレザーアートの第一人者、本池秀夫氏の作品 68 点を展示了。日常的にかばんや靴などの革製品に触れる事はあるが、このような小さな人形から大きな原寸大の動物までの革作品に触れる事はとても貴重な機会である。また、当館でも革の作品を扱った展覧会は今回が初めてである。

会場の構成は、まず、大きな作品から小さな作品をみるような流れとした。特に、小さな人形のコーナーは作品をできるかぎり周囲からも見ることができるように配置した。観覧者は、初めて見る革の世界に驚き、作り方を聞き作品の精巧さを感じるたびに感嘆の声をあげていた。作品の持つ独特の世

界観、そこにある温かさや物語に触れ、観覧者の笑顔がたくさん見られた。観覧者は、作品を囲んで、互いの笑顔にふれることができ、会場が温かな空気感に包まれたように思う。

来館者の多くは女性で、特に中高年の方が熱心に観覧されていた。夏休みということもあり、小中学生の姿も多かった。子ども達にはワークシートを使って作品の鑑賞の手助けとしたところ、多くの小中学生がワークシートを使用して作品を見て歩く光景が目立った。中学生の熱心な作品鑑賞の場面も見ることができた。また、作者のご厚意により、隔週で8日間（計16回）ギャラリートークを開催することができた。いずれの回も盛況で、作者の巧みな話術により、笑いや笑顔あふれる会となった。本展覧会の特徴として、リピーターの多さや鑑賞時間の長さが目立つ。どれも作品の持つ世界観、魅力によるものであろうと思う。

広報手段としては中日・朝日両新聞の企画広告を使い、会期中32回の紙面広告を行うことができた。またCTY、エフエムよっかいち、FM三重などの放送媒体にも取り上げられた。1日の観覧者数が伸び悩んでいた前半に比べ、後半には「人から聞いて来館した」という方が多くなり、口コミの評判が、後半の観覧者数の伸びにつながっていたと思う。

### （3）開館20周年記念特別展3 「日本近代洋画への道～山岡コレクションを中心に～」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、エフエムよっかいち（株）、三重エフエム放送、（株）シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、NHK津放送局

[助 成] （公財）岡田文化財団



■会期：9月21日（土）～11月17日（日） 50日間

■観覧者数：2,804人

■観覧料：一般800円、高校大学生500円、中学生以下無料

■関連行事

#### ○ギャラリートーク

日 時：9月23日（月・祝）、10月11日（金）・14日（月・祝）・  
25日（金）、11月3日（日）・15日（金）

いずれの日も 14:00～

講 師：田中伸一（当館学芸員）

参加者：合計92人



#### ○ミュージアムセミナー「高橋由一とワーグマン」

日 時：10月13日（日）14:00～16:00

講 師：田中善明（三重県立美術館学芸課長）

参加者：45人



#### ○ミュージアムセミナー「日本近代洋画の黎明」

日 時：11月4日（月・振）14:00～16:00

講 師：金原宏行（豊橋市美術博物館長）

参加者：37人

#### ■担当者所感（企画普及係 田中伸一）

総数2,804人は、50日の長期、3回の三連休、無料開放日があった割には予想外に低い結果となった。宣伝不足を指摘する声がアンケートからしばしば聞かれたが、展示品の目玉を作り、強調することを早くから進め、展示手法にも活かすべきであったのではないかと思う。宣伝の量より質の方が課題だったのではないかと感じた。

本展開催の目的として、西洋の表現方法に魅入られた画家たちの作品から日本洋画の素晴らしさを感じてもらうことをあげ、鑑賞の魅力としても洋画技法への憧れと挑戦の歴史を追えることをあげた。

アンケートには、貴重な作品に出会えたことの喜びや有名画家でなくても満足している声がたびたび聞かれたので、目的は果たせたのではないかと思う。

観覧者数は多くはなかったが、なかには3回も観覧した人が複数確認でき、アンケートや日報にも満足の声がしばしば聞かれた。また、数は多くないが、中学校の美術部の見学や日本史の教科書を見て来館したという高校生のグループも見られた。生徒たちは、解説を聞き、見過ごしがちだった洋画をじっくり見てみようと思ったようである。また、新聞記事を読んで観覧する人がたくさん確認でき、本展開催の意義は充分あったと思う。

#### (4) 開館20周年記念企画展 「昭和の暮らし展」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、伊勢新聞社、エフエムよっかいち(株)、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、NHK津放送局 タウン情報YOUよっかいち

[助 成] (公財)岡田文化財団



■会期：1月18日（土）～3月2日（日）38日間

■観覧者数：8,253人

■観覧料：一般300円、高校大学生200円、中学生以下無料

■関連行事

○子ども博物館教室「むかし体験」

講 師：川本一也（当館指導主事）、  
学習支援ボランティア



○昭和の道具を使ってみよう

日 時：1月26日（日）10:00～

参加者：小学生・幼児25人、保護者22人



○昭和のおやつをつくろう

日 時：2月9日（日）10:00～・14:00～

参加者：小学生・幼児49人、保護者33人

○昭和っ子のあそびをしよう

日 時：2月23日（日）10:00～

参加者：小学生・幼児75人、保護者60人



○昭和の名人に学ぼう

①1月19日（日） ②2月2日（日） ③2月16日（日）

④3月 2日（日） 各14:00～15:00

講 師：学習支援ボランティア

参加者：①小学生・幼児35人、一般66人

②小学生・幼児71人、一般61人

③小学生・幼児45人、一般55人

④小学生・幼児35人、一般51人 計419人



#### ■担当者所感（企画普及係 川本一也）

この企画展は、小学校3年生の社会科の学習支援を兼ねている。そのため例年、基本的な展示のパターンは変更していない。電気製品やガス・水道が一般に普及する以前の昭和初期～終戦直後の暮らしと、昭和30年代以降の暮らしの様子を当時の民家を再現（ジオラマ展示）し、当時の生活の様子を体感できるものが中心である。また、資料を見るだけでなく、実際に本物に触れ、体験する学習ができる限り増やすことにより、教科書で学習したことを、より印象深く実感として定着させることをねらいとしている。

会期中、市内外から58校園（解説あり45校、児童数3,264人・解説なし13校園）の子どもたちが来館し、職員、ボランティアによる解説や実物資料に直接触れての学習を行った。今会期中には、イ

ンフルエンザの流行による学年閉鎖で1校、大雪による安全面考慮のため1校が見学を断念している。そのような状況の中でも昨年度より観覧者数が100人上回ったことは評価できよう。

また、最終観覧者数と1日平均観覧者数はそれぞれ、8,253人と217人となった。昨年度より総数で173人、平均観覧者数で4人増えており、ほぼ昨年度並みあるいは微増といったところである。会期が20日多かった平成19年度の展覧会を除けば、過去の昭和の暮らし展の中で最多の観覧者数となっている。

例年の光景ではあるが、休日には祖父母と孫、父母と子どもという家族づれの観覧者が多い。当館が、人々のつながりの場として活用されたことは、社会教育施設としての所期の目的に達していることの表れと言える。また、高齢の方々が展示を見て懐かしみ、それぞれの道具について他の観覧者やボランティア、職員等に笑顔で語る姿がたくさん見られた。展覧会が、観覧者の記憶と資料とをつなぐ場となり、観覧者を笑顔にしている。この笑顔が、激動の昭和を生きてきた方々の心のケアにも役立っていると感じる。同様の傾向として、ボランティアの方々も笑顔が多く前向きで活発な取り組みがみられる。学校見学時の学習支援ボランティアはもちろん、一般の博物館ボランティアの方々も子どもたちと笑顔で触れ合い、体験等の取り組みを前向きにサポートしている。また、自由見学時や休日のボランティアとのふれあいに感謝する観覧者の声も多い。

#### (5) 共催展 「第55回北勢地区高等学校美術展」

北勢地区の高等学校美術部などの生徒が制作した作品を中心に展示した。

[主催] 三重県高等学校美術工芸教育研究会、  
三重県高等学校文化連盟、  
三重県教育委員会、四日市市立博物館

■会期：3月11日（火）～3月16日（日） 6日間

■観覧者数：566人

■観覧料：無料



#### (6) 学習支援展示

展示内容	月日	会場
①大昔の四日市 －弥生時代と古墳時代－	4月20日（土）～6月2日（日）	サルビアギャラリー・ 3Fロビー
②四日市空襲と戦時下の暮らし	6月15日（土）～9月1日（日）	サルビアギャラリー・ 3Fロビー
③昭和の暮らし展	1月18日（土）～3月2日（日）	4F特別展示室

#### (7) 開館20周年記念館蔵品展

展示内容	月日	会場
①館蔵品展I（洋画）	9月28日（土）～11月4日（月・振）	サルビアギャラリー
②館蔵品展II（萬古焼）	11月16日（土）～12月23日（月・祝）	サルビアギャラリー
③館蔵品展III（日本のミニマルデザイン）	1月4日（土）～2月9日（日）	サルビアギャラリー
④館蔵品展IV（歴史）	2月22日（土）～4月6日（日）	サルビアギャラリー

### 3 教育普及事業

#### (1) 「子ども博物館教室」

①ワークショップ			参加者
6月16日	日	四日市空襲のお話を聞こう	21人
8月11日	日	動くおもちゃをつくろう	95人
11月17日	日	親子で博物館探検	22人
合 計			138人



#### (2) 一般向け講座

①古典で読み解く江戸時代			参加者
6月9日	日	東海道中膝栗毛①	39人
6月23日	日	東海道中膝栗毛②	37人
7月7日	日	東海道中膝栗毛③	38人
11月24日	日	東海道中膝栗毛④	27人
12月8日	日	東海道中膝栗毛⑤	37人
12月22日	日	東海道中膝栗毛⑥	35人
合 計			213人

②ミュージアムセミナー			講師	参加者
9月1日	日	フェルメール	江本 菜穂子（名古屋造形大学教授）	62人
10月13日	日	高橋由一とワーグマン	田中 善明（三重県立美術館学芸課長）	45人
11月4日	月・振	日本近代洋画の黎明	金原 宏行（豊橋市美術博物館長）	37人
12月1日	日	レンブラント	保崎 裕徳（名古屋市美術館学芸員）	46人
合 計				190人

#### (3) 「丹羽文雄記念室」関連事業

丹羽文雄原作映画「続飢える魂」上映会

3月2日(日)講座室 参加者 56人

#### (4) 博物館実習（大学生・大学院生対象）

博物館学芸員の業務のみならず、館で行われるさまざまな業務について実習や講義を行った。今年度も、一宮市博物館元館長岩野見司氏による考古資料の取り扱いの講義の後、実際に考古資料の資料整理を実習生が行った。

期間 8月29日(木)～9月4日(水) 共通実習

9月6日(金)・11日(水)・12日(木)・15日(日)・16日(月)・17日(火) 個別実習

受講生 9 人 (7 大学)

名古屋芸術大学	2 人	立命館大学	2 人	名城大学	1 人
静岡大学	1 人	愛媛大学	1 人	愛知淑徳大学	1 人
中部大学	1 人				

8月29日(木)	9:00~9:30 館長挨拶、自己紹介、日程説明	9:45~12:00 バックヤード見学(実習)	13:00~14:00 バックヤード・観覧者スペース見学(実習)	14:15~15:15 四日市市立博物館の使命と地域・社会貢献(講義)	15:30~16:45 博物館の経営とは(施設・設備、ショップ、経理)(講義)	
			13:00~14:00 資料の収集・保存・調査について(講義)	14:15~16:45 資料の取扱・模擬調査(実習)		
8月30日(金)	9:10~12:00 天体望遠鏡の使い方・金星と月の観測(講義・実習)		13:00~14:00 資料の収集・保存・調査について(講義)	資料の取扱・模擬調査(実習)		
8月31日(土)	9:10~10:45 模擬資料調査(実習)	11:00~12:00 展覧会の運営について(講義等)	13:00~14:00 写真撮影(実習)	14:15~15:30 資料解説シート作成(実習)	15:45~16:45 資料の保存と公開について(講義等)	
9月1日(日)	9:10~11:00 ミュージアムショップ POP 制作(実習)	11:00~11:30 展覧会ギャラリートーク見学	11:30~12:30 ミュージアムショップ POP 制作(実習)	13:30~14:00 教育普及事業について(講義)	14:00~15:30 ミュージアムセミナー受講	15:30~16:45 風呂敷の包み方・キャプション作成(実習)
9月3日(火)	9:10~10:30 模擬展覧会・常設展示一品解説準備(実習)	10:45~12:00 考古資料整理①(実習)	13:00~14:45 考古資料整理②(実習)	15:00~16:45 考古資料整理③(実習)		
9月4日(水)	9:10~10:30 博物館学総論①(講義)	10:45~12:00 博物館学総論②(講義)	13:00~14:30 模擬展覧会運営①(実習)	14:45~15:45 模擬展覧会運営②(実習)	16:00~16:45 常設展示一品解説(実習)	~17:00 まとめ・あいさつ
個別実習	9月6日(金) 11日(水) 12日(木) 15日(日) ~17日(火) 個別実習(必要日数分)					

(5) 教員のための研修

博物館の活動をよりよく知ってもらうために体験を豊富に盛り込んだ研修会を行い、博物館がどのように学習に活用できるかを紹介し、学校との連携を深める機会とした。

教員のための体験的博物館講座 7月30日(火) 参加者 13人

初任者研修 7月30日(火)・31日(水)、8月11日(日) 参加者 7人

(6) 中学生の職場体験

総合的な学習の時間の一環として行われる職業体験学習に地元地域にある施設として支援・協力し、学校との連携を深める機会となった。

期 間	日 数	学 校 名	参 加 人 数
6月5日(水) ~ 6月7日(金)	3日間	西陵中学校	男子4人 女子0人 計4人
6月5日(水) ~ 6月7日(金)	3日間	羽津中学校	男子2人 女子0人 計2人
6月11日(火) ~ 6月13日(木)	3日間	楠中学校	男子4人 女子0人 計4人
9月25日(水) ~ 9月26日(木)	2日間	南中学校	男子2人 女子0人 計2人
10月1日(火) ~ 10月3日(木)	3日間	西朝明中学校	男子2人 女子0人 計2人
10月2日(水) ~ 10月4日(金)	3日間	笛川中学校	男子0人 女子2人 計2人
11月13日(水) ~ 11月15日(金)	3日間	内部中学校	男子1人 女子2人 計3人
1月28日(火) ~ 1月29日(水)	2日間	桜中学校	男子2人 女子0人 計2人
計8校			男子17人 女子4人 計21人

(7) 学習支援展示「昭和の暮らし展」(小学校3年生対象) 学校見学の対応

学習支援ボランティア(登録者12人)が、学校団体の見学時に子ども達の活動をサポートすることで、きめ細かい学習の支援を行った。

月 日	学校名	人数	参加ボランティア
1月 21日(火)	羽津北小学校	95	4
1月 21日(火)	大山田東小学校	137	4
1月 21日(火)	中部西小学校	62	2
1月 22日(水)	内部東小学校	104	4
1月 22日(水)	三和小学校	33	4
1月 23日(木)	富田小学校	120	2
1月 24日(金)	千里ヶ丘小学校	93	2
1月 24日(金)	常磐西小学校	140	2
1月 28日(火)	三浜小学校	15	4
1月 28日(火)	保々小学校	84	4
1月 29日(水)	長太小学校	79	3
1月 29日(水)	川越南小学校	73	3
1月 30日(木)	小山田小学校	32	2
1月 30日(木)	羽津小学校	91	4
1月 31日(金)	三重北小学校	56	2
1月 31日(金)	四郷小学校	67	2
1月 31日(金)	暁小学校	78	3
2月 4日(火)	内部小学校	87	2
2月 4日(火)	楠小学校	102	2
2月 4日(火)	橋北小学校	32	2
2月 5日(水)	河原田小学校	32	2
2月 5日(水)	水沢小学校	34	2
2月 6日(木)	日永小学校	119	4

月 日	学校名	人数	参加ボランティア
2月 6日(木)	中央小学校	25	2
2月 7日(金)	大矢知興譲小学校	139	4
2月 12日(水)	海蔵小学校	139	4
2月 13日(木)	泊山小学校	86	4
2月 13日(木)	山郷小学校	43	4
2月 14日(金)	川島小学校	144	2
2月 18日(火)	神前小学校	32	5
2月 18日(火)	三重西小学校	58	5
2月 18日(火)	桜小学校	67	2
2月 19日(水)	塩浜小学校	27	3
2月 19日(水)	笹川西小学校	39	2
2月 20日(木)	常磐小学校	123	2
2月 20日(木)	朝日小学校	178	3
2月 21日(金)	八郷西小学校	30	4
2月 21日(金)	千種小学校	49	4
2月 25日(火)	桜台小学校	40	3
2月 25日(火)	白瀬小学校	12	2
2月 26日(水)	三重小学校	61	3
2月 26日(水)	城東小学校	12	1
2月 27日(木)	八郷小学校	87	4
2月 27日(木)	笹川東小学校	39	4
2月 28日(金)	県小学校	69	2
計 45 校		3,264	134

(8) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートの案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で活動を行っている。9人の語り部が延べ79回の活動を行った。

(9) ボランティアの養成と協働

今年度の登録数は、下記のとおり合計で96人。全ボランティアが行う活動の延べ活動者数は1,363人であった。なお、休館期間中に新しい常設展示の案内を中心とする博物館ボランティア(これまでの博物館ボランティアと学習支援ボランティア)を募集し、新たなボランティアの養成と協働を進める予定である。

博物館ボランティア	68人
学習支援ボランティア	11人
丹羽文雄記念室語り部	8人
古文書ボランティア	9人
合計	96人

#### (10) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者
5月24日	伊勢参宮と四日市	十七会	40人
5月26日	稲葉三右衛門－四日市港と近代産業－	四日市青年会議所	22人
6月6日	東海道と四日市宿	シニアサークル「男の囲炉裏端」の会	15人
6月14日	東海道と四日市宿	いきいきサロン「きずな」	26人
7月19日	地獄と極楽の話	みゆきヶ丘一丁目自治会熟年会	15人
8月4日	東海道と四日市宿	保々歴史を語る会	25人
8月9日	四日市の風景－江戸から昭和－	四日市市文化国際課	80人
8月22日	地獄と極楽の話	いきいきふれあいサロン悠友室山	24人
8月27日	地獄と極楽の話	高花平ミニ福祉教室	50人
9月26日	地獄と極楽の話	地域カレッジ同窓会	16人
10月19日	四日市港の歴史	四日市港管理組合	19人
10月22日	東海道と四日市宿	滴の会	13人
10月25日	伊勢参宮と四日市	常磐のまちを考える会	23人
11月9日	四日市港の歴史（野外）	四日市港管理組合	17人
11月12日	四日市駅の歴史	山手中学校1年総合学習	6人
11月13日	内部地区郷土誌「わが郷土 うつべ」刊行記念講演会	内部地区編集委員会	40人
11月23日	心を包む風呂敷	三重県手話通訳問題研究会四日市ブロック	9人
12月4日	四日市もっと知り隊検定講習会	四日市商工会議所	49人
12月11日	四日市もっと知り隊検定講習会	四日市商工会議所	44人
12月18日	四日市もっと知り隊検定講習会	四日市商工会議所	46人
12月22日	東海道と四日市宿	四日市案内人協会	200人
1月8日	四日市の風景 - 泗水八景その後 -	楠ふれあいセンター	7人
1月16日	四日市の風景 - 泗水八景その後 -	桜台いきいき塾	22人
1月25日	稲葉三右衛門－四日市港と近代産業－	菰野町教委、よもやま歴史サークル	60人
3月26日	地獄と極楽の話	八王子町寿老会	45人
合計			913人

#### 4 資料収集保存事業

- (1) 博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。
- (2) 収蔵庫燻蒸 9月2日(月)～9月12日(木)<この間、休館>  
収蔵資料を黴、虫の被害から守るために毎年実施。
- (3) 資料の状況 (平成26年3月末現在)

1 人 文 科 学 資 料	区分	実物・標本	模写模型
	(1)考古	1,361	26
	(2)美術工芸	2,623	10
	(3)民俗	4,663	10
	(4)歴史	9,823	58
	(5)文学	4,866	0
	計	23,336	104

2 自 然 科 学 資 料	区分	実物・標本	模写模型
	(1)動物資料	0	0
	(2)植物資料	3,272	0
	(3)地学資料	90	2
	(4)理工学資料	0	0
	(5)天文資料	7	0
	(6)その他	0	1
	計	3,369	3

※ 資料点数合計 26,812 点

#### (4) 新収蔵資料 平成25年度購入資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	本城直季作品(写真)「朝明川河口一三重郡川越町一」	美術工芸	1点	25/12/10
2	本城直季作品(写真)「鯨船まつり一鳥手神社・富田二丁目一」	美術工芸	1点	25/12/10
3	本城直季作品(写真)「東海道と一号線一采女町一」	美術工芸	1点	25/12/10
4	本城直季作品(写真)「近鉄四日市駅一諏訪町一」	美術工芸	1点	25/12/10
5	本城直季作品(写真)「第1コンビナート一塩浜一」	美術工芸	1点	25/12/10
6	御館山薬王寺縁起	歴史	1点	26/3/27
7	短冊一括	歴史	1点	26/3/27
8	館応通画像	歴史	1点	26/3/27
9	奥の細道抄(出口対石画)	美術工芸	1点	26/3/27
10	霜深茂梅(品川五鈴画)	美術工芸	1点	26/3/27
11	役者見立東海道五十三駅 東海道五十三次之内 庄野 中野 藤兵衛	美術工芸	1点	26/3/29
12	役者見立東海道五十三駅 東海道五十三次之内 亀山駅 其二 石井兵助	美術工芸	1点	26/3/29
13	役者見立東海道五十三駅 東海道五十三次之内 亀山 藤川 水右衛門	美術工芸	1点	26/3/29
14	役者見立東海道五十三駅 東海道五十三次之内 石薬師 よし高 細川勝元	美術工芸	1点	26/3/29
15	役者見立東海道五十三駅 東海道五十三次之内 桑名 徳藏	美術工芸	1点	26/3/29

#### 平成25年度寄贈資料

番号	資料名・作者等	分野	点数	年/月/日
1	「すばらしきみえ」「映画監督 藤田敏八」「四日市 死の海と闘う」「なぜ都市計画は四日市公害に無力だったか」「静かなノモンハン」「小説に描かれた大日寺」	歴史	6点	25/4/5
2	文芸誌「碑」99号	歴史	1点	25/4/5

3	汽車汽船割引票他 43 件 303 点(貨幣 257 点 写真 27 点 徽章・バッジ 7 点 紙幣 5 点 書籍 3 点 乗車券類 2 点 秤 1 点 キー ルダー 1 点)	歴史	303 点	25/ 4/10
4	永楽通寶等古銭 23 種 54 点	歴史	54 点	25/ 4/10
5	国際写真情報 関東大震災号	歴史	1 点	25/ 4/11
6	陶器ノベルティ オリジナルサンプル一式	美術	7,262 点	25/ 4/20
7	「三鷹市ゆかりの文学者たち」等書籍 14 点	歴史	14 点	25/ 4/23
8	四日市らいぶらりい別冊(不撓不屈の俳人天春静堂、花を愛して逝った俳人平田彩雲、泗水俳諧の雄片岡白華・安垣相泉) 三重県郷土資料解題目録(総集編)－1989－、三重の建築近代の歩み、日本銀行百円	歴史	7 点	25/ 4/23
9	四日市港案内図	歴史	1 点	25/ 4/23
10	御文(教如開版)	歴史	1 点	25/ 6/ 1
11	レコード(歌謡の百年)	歴史	7 点	25/ 7/ 5
12	服の箱(昭和 16 年)、昭和 18 年 8 月 21 日朝日新聞、卓球ラケット、ピンポン球、ピンポンセット、四日市市役所封筒、木箱、卓球用ネット、ぺんてるホームランパス、ナショナルアイロン	歴史	11 点	25/ 7/11
13	伊藤小三郎関係資料	歴史	2,709 点	25/ 7/11
14	「鼈頭増註十八史略校本一～七」等書籍 63 点	歴史	63 点	25/ 7/18
15	「昭和貨幣史」等 12 件 30 点(収入印紙 8 点 預貯金通帳 5 点 葉書 5 点 書籍 4 点 記念切手 4 点 パンフレット 2 点 写真 1 点 通信簿 1 点)	歴史	75 点	25/ 8/28
16	昭和の暮らし展関係資料① 8 件 567 点(映画パンフレット等 508 点 新聞 17 点 カレンダー 16 点 雑誌 16 点 おもちゃ・ゲーム 7 点 ラジカセ 1 点 ポスター 1 点 パウダー缶 1 点)	歴史	30 点	25/ 8/29
17	帽子(野球帽、通園通学用帽子、ニット帽、女児用つばつき帽子、レディーススイムウェア)	歴史	567 点	25/ 8/29
18	鐵道荷札、雑誌「グラフ NHK」、雑誌「ARS Graph 映画」、観光パンフレット「日光大観」、東武電車昭和 40 年春季時刻表、パンフレット(美空ひばり特別公演、名古屋顔見世興行、歌舞伎座九月新秋大歌舞伎、松竹新喜劇)	歴史	25 点	25/ 8/29
19	「明治十九年布達南五味塚村」、「明治略本暦」、「算則式拾四巻の解玄」、「増評読本十八史略」	歴史	37 点	25/ 9/ 5
20	柴田又太郎作油彩画「東福寺の紅葉」「椿花」	美術工芸	2 点	25/10/24
21	絵葉書(四日市港、四日市祭、坂部名所、湯の山温泉)	歴史	23 点	25/10/30
22	日章旗(昭和十九年 出征兵士宛)	歴史	1 点	25/11/ 1
23	文芸誌「碑」101 号	歴史	1 点	25/11/14
24	昭和の暮らし展関係資料② 7 件 98 点(食卓用具 85 点 洗面・清掃用具 6 点 拍子木 2 点 スキー用具 1 組 薬棚 1 点 学校用椅子 1 点 竹製衝立 1 点)	歴史	98 点	25/11/23
25	昭和の暮らし展関係資料③ 5 件 13 点(缶 6 点 井戸用具 2 点 ビール箱 2 点 洗面・洗濯用具 2 点 学校用椅子 1 点)	歴史	13 点	25/11/23
26	朝日新聞(昭和 20 年 10 月 17 日、昭和 26 年 3 月 23 日)	歴史	2 点	25/12/ 5
27	LPレコード	歴史	23 点	25/12/12
28	丹羽文雄著「蕩児帰郷」「わが母、わが友、わが人生」	歴史	2 点	26/ 1/ 9
29	算盤 1 点 徳利 3 点	歴史	4 点	26/ 1/23
30	写真 44 点 うちわ 39 点 雑誌 11 点 皿 10 点 レコード 5 点 タオルセット 1 点 洋服ブラシ 1 点 デスクダイアリー 1 点 サイン 1 点 ペーパーフォルダー 1 点 型紙 1 点	歴史	115 点	26/ 1/30
31	アイスクリーム・シャーベットメーカー	歴史	1 点	26/ 1/30
32	雑誌トラベルグラフ No.195「日本万国博と京都、大阪付近」	歴史	4 点	26/ 1/30

	ベーゴマ(コマ 2 点 ヒモ 1 点)			
33	映画チラシ 1 点 映画館チラシ 17 点 コンサートパンフレット 19 点	歴史	37 点	26/ 2/ 2
34	お菓子の木型 1 点 わらぞうり 1 点 コテ 2 点 焼印 1 点	歴史	5 点	26/ 2/ 9
35	名古屋豆本 5 点 名古屋豆本カレンダー 1 点 年賀状交換会作品集 1 点	歴史	7 点	26/ 2/ 18
36	SP レコード	民俗	3 点	26/ 2/ 21
37	昭和七年第十六師団秋季演習地図 2 枚 1 組 占領明細新日本及渤海近傍詳細地図 1 点	歴史	3 点	26/ 2/ 27
38	コテ(研究用資料)	民俗	1 点	26/ 2/ 27
39	鈴木金平画集(研究用資料)	歴史	1 点	26/ 3/ 1
40	丹羽文雄自筆原稿「貞操切符 第十二回」1 点 群像(昭和 42 年 2 月号)1 冊	文学	1 点	26/ 3/ 2
41	写真	歴史	13 点	26/ 3/ 2
42	ダークレス現像器 1 点 ポラロイドカメラ 1 点	民俗	2 点	26/ 3/ 6
43	地球儀 1 点(研究用資料) 天球儀 1 点(研究用資料)	民俗	2 点	26/ 3/ 19
44	Z 型超高速編物機	民俗	1 点	26/ 3/ 19
45	ビデオディスク 1 点 LP レコード 10 点 EP レコード 8 点 レコードジャケット 7 点 ソノシート 6 点	民俗	32 点	26/ 3/ 19
46	二槽式洗濯機 1 点(研究用資料) タライ 5 点(研究用資料) 錫タライ 1 点(研究用資料) ホーローの器 1 点(研究用資料)	民俗	8 点	26/ 3/ 19
47	名古屋豆本 97 点 名古屋豆本別冊 26 点 洋酒豆天国 36 点 角川ミニ文庫 27 点 各種豆本 51 点 日本一小さな新聞 4 点 ベビ新辞典 1 点 小さな花札 1 点 豆本関係の新聞記事、雑誌の切り抜き、案内状など 13 点	民俗	256 点	26/ 3/ 19
48	丹羽文雄エンボッサー 1 点 丹羽文雄関連ビデオ 2 点 YOKKAICHI 文学 MAP 2 点 田村泰次郎リーフレット 2 点 丹羽文雄生誕 100 周年記念チラシ 2 点 丹羽文雄生誕 100 周年記念パンフレット 3 点	文学	14 点	26/ 3/ 25
49	四日市市立博物館テレホンカード 1 点	歴史	1 点	26/ 3/ 25
50	四日市博覧会扇子	歴史	1 点	26/ 3/ 25
51	扇子	民俗	1 点	26/ 3/ 25

## 5 調査研究事業

### (1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

#### 課題調査

- 「常設展示改修調査」
- 「市内所在資料・コレクション等調査」
- 「岩野見司旧蔵考古資料調査」
- 「次年度以降企画・特別展示調査」
- 「昭和のくらし道具調査」
- 「丹羽文雄作品調査」
- 「市内寺院調査」
- 「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

### (2) 館蔵史料の翻刻作業

昨年度に引き続き、「清水本陣文書」の翻刻作業を進めた。古文書ボランティア（登録者 9 人）によって月 2 回ずつ当館にて活動し、その成果については今後発表していく予定である。

### (3) 入館者調査

今後の博物館のあり方や、企画、運営等に資するため、各企画・特別展示ごとに「入館者アンケート」を実施し、入館者の情報を分析して、市民、利用者のニーズの把握に努めた。

## 2 プラネタリウム事業

### 1 天文展示

テーマ「宇宙観 5000 年の歴史」、天体写真、隕石等を展示。また、映像コーナーでは、「太陽系の旅（NHK）」、「祈りー小惑星探査機はやぶさの物語」を常設モニターにてビデオ放映した。さらに、番組に合わせて、「宇宙兄弟 複製原画展示」「宇宙から見た四日市のパネル展示」を行った。



### 2 プラネタリウム投映事業

季節ごとに 3 種類（テーマ番組、キャラクターパン組、星空番組）の番組を投映した。特に、テーマ番組の「南十字星をたずねて」と、星空番組「星空キャスターにおまかせ」は、50 分間のフルライブで解説する自主制作番組とした。また、夏休み期間中には学習番組として「はじめての天文学」を投映し、土曜日と日曜日に 11 時 40 分の回を増設して、5 回投映とした。さらに、市民が宇宙について詳しく学習する機会として、JAXA の講師による「宇宙塾」を年 4 回実施した。その他、聴覚障害者にも配慮した字幕付き投映、園児や児童を対象とした学習投映、各種コンサートなどを実施した。

	10:30～	13:20～	14:40～	16:00～
平 日	学習投映 (学校園団体利用)	テーマ番組	星空番組	
土曜日・学校園長期休暇期間の平日	キャラクターパン組	キャラクターパン組	テーマ番組	星空番組
日曜日・祝日・学校園長期休暇期間の土日	キャラクターパン組	キャラクターパン組	テーマ番組	キャラクターパン組

	10:20～	11:40～	13:20～	14:40～	16:00～
夏休み（平日）	ワンピース		ワンピース	宇宙兄弟	はじめての天文学
夏休み（土日）	ワンピース	宇宙兄弟	ワンピース	宇宙兄弟	はじめての天文学

（1）季節番組（料金：一般 530 円 高・大生 370 円 小・中生 200 円 幼児無料）

	番組名／投映期間	投映回数	観覧者数
冬春番組	テーマ番組「南十字星をたずねて」 2月2日(土)～5月26日(日) うち平成25年度分(4/2～5/26)	90日間 43日間	90回 43回 1,666人 779人
	キャラクターパン組「クレヨンしんちゃん かすかべ防衛隊 宇宙クイズで勝負だゾ！」 2月2日(土)～5月26日(日) うち平成25年度分(4/2～5/26)	47日間 23日間	119回 59回 4,230人 1,830人
	テーマ番組「プラネタリウム 宇宙兄弟 一点のひかり」 6月1日(土)～9月29日(日)	95日間	107回 5,869人
	キャラクターパン組「ワンピース プラネタリウム」 6月1日(土)～9月29日(日) 学習番組「はじめての天文学 教えて！アインシュタイン先生」 7月20日(土)～9月1日(日)	61日間 37日間	135回 37回 10,552人 2,546人
夏番組	テーマ番組「星うさぎと月のふね」 10月5日(土)～12月1日(日)	47日間	42回 756人
	テーマ番組「はじめての天文学 教えて！アインシュタイン先生」 12月3日(火)～平成26年2月2日(日)	44日間	36回 464人

	開館 20 周年記念番組「光が彩るよっかいち こにゅうどうくんと行くナイトツアー！」	10月5日(土)～平成26年2月2日(日)	43日間	110回	2,178人
冬春番組	テーマ番組「ワイルデスト・ウェザー～太陽系 驚異の気象～」	平成26年2月8日(土)～5月11日(日)	74日間	73回	1,363人
	うち平成25年度分(2/8～3/30)	41日間	40回	741人	
	キャラクター番組「名探偵コナン 星影の魔術師」	平成26年2月8日(土)～5月11日(日)	40日間	101回	6,067人
	うち平成25年度分(2/8～3/30)	21日間	52回	3,424人	
	星空番組 4・5月「ガスの惑星 木星・土星」、6・7月「七夕」、9・10月 「名月」、11・12月「彗星」、1・2・3月「オリオン座」	169日間	155回	1,141人	
合 計	平成25年度季節番組	271日間	816回	30,280人	

※キャラクター、テーマ番組について1回ずつ字幕付き投映を実施した。ただし、

「はじめての天文学 教えて！ Ainu Shuyain 先生」を除く。

※赤外線補聴装置を常設。

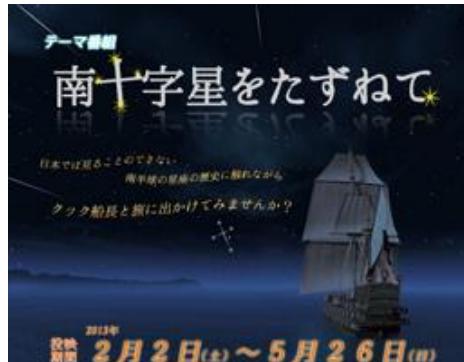
### 冬春番組 「南十字星をたずねて」

1760年代に活躍したイギリスの探検家ジェームズ・クックの功績に触れながら、当時航海で利用された南十字星をとおして、南半球の星座の歴史について解説した。

観覧者が船旅をしながら星空を見るような演出とするため、クック船長のコスチューム（職員が手作りしたもの）を着て解説者が登場したり、全天CGを使って帆船が海上を進む様子や荒れた海の再現を行った。その結果、アンケートからは「クック船長の旅のルートなど面白かったです」「色々なエピソードが交えられていて良かった」「非日常を味わえて楽しかったです」といった感想をいただけた。

また、南半球の星座だけでなく北極、赤道上での星の見え方の違いも解説したことや、地域によって見える星や星座が変わることや、それらの星の動きも違ってくることをわかつていただけた。そして、大航海時代における航海術の中で、南十字星の存在がいかに重要なものであったかを感じていただくことができたように思う。

これまで南十字星をテーマにした番組を複数回投映してきたが、同じテーマであっても演出や取り上げるトピックスが違えば、まったく違った番組となることを改めて実感することができた。今後も職員による自主制作の良さを生かした番組作りに取り組んでいきたい。（天文係 加藤正之）



### 冬春番組 「クレヨンしんちゃん かすかべ防衛隊 宇宙クイズで勝負だゾ！」

広い世代に親しまれ、映画でも人気の「クレヨンしんちゃん」が登場するプラネタリウム番組を投映した。「宇宙クイズで勝負だゾ！」というタイトルであるが、主に太陽系の惑星について取り上げられたものであったため、前半の星空解説の部分では、その時期見ごろの木星や土星などの惑星の話題に触れ、本編につながるような解説を心がけた。

ストーリーの途中では、惑星について何問か三択クイズが出題される場面があり、キャラクターたちと一緒に、観覧者もクイズに挑戦している気分になれる演出であった。番組を見ている子どもたちが、口々に「1番！」など正解と思う番号を口にし、正解が発表されると「やったー！」と喜んだりと、映像番組であるにもかかわらず、イベントに参加しているような雰囲気で楽しむ様子も見られた。アンケートでも「クイズ形式だったので楽しめた」



「興味をもてた」という回答が子どもだけでなく大人からも出ており、観覧者の興味の引き方など、今後の番組制作の参考になる番組であった。(天文係 出水田貴子)

#### 夏番組 「プラネタリウム 宇宙兄弟 一点のひかり」

四日市市が平成24年10月24日に宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携協定を結んだことを受けて、幅広い世代を対象に宇宙科学に興味を持つてもらえるよう、JAXAが全面協力したリアルなストーリー展開をお薦めの大アニメ「宇宙兄弟」を取り上げたプラネタリウム番組を投映した。また、5階天文展示コーナーを利用して、「宇宙兄弟」の複製原画の展示を行い、より一層宇宙の魅力を感じてもらうようにした。

アンケートでは「大人が見ても十分楽しめる内容だった」「4歳でも集中して見られたので友達にすすめたい」「夢のある話で面白かった」といった感想をいただいた。中学生の学習課題としても観覧できるようにしたこともあり、解説員による星空生解説では、季節の星座の話だけでなく、小学校や中学校で学習する内容も入れて、わかりやすい解説になるように心がけた。(天文係 加藤正之)



#### 夏番組 「ワンピース プラネタリウム」

人気の漫画「ワンピース」のプラネタリウム番組を投映した。

当館で昨年度行ったキャラクターアンケートでも一番人気だった作品で、夏休み期間ということもあり、多くの観覧者が来館した。通常当館で投映している他の配給番組よりやや長い完全版を投映したため、星空解説部分（約17分）は短縮して投映することとなつたが、「子どもにもわかりやすい解説で今回も大満足だった」との感想をいただき、時間は短くとも、内容をしぼってわかりやすく投映することで、観覧者の満足を得られることを再認識した。

作品の内容としては、原作アニメの色が濃く、季節ごとの星座や天文現象から連想される、アニメの名場面が回想シーンとして登場し、次々と変わるストーリー展開だったので、アンケートの中には、「星のことをもっと深く掘り下げて教えてほしかった」という感想もあった。しかし、多くの観覧者は「映像がきれいでよかった」「ストーリーと関連付けられていたので興味がわいてよかった」と回答しており、アニメのファンとして番組を見に来た観覧者が、プラネタリウムや星空に興味をもつ入り口としての役割をはたしてくれた番組だったのではないかと思う。(天文係 出水田貴子)



#### 学習番組・秋冬番組 「はじめての天文学 教えて！ アインシュタイン先生」

人類が天文学とどのように向き合ってきたのか、古代の遺跡と望遠鏡の歴史に触れながら、天才科学者アインシュタイン先生が解説する番組である。中学3年生で学習する天体の内容が多く含まれており、天文学の入門的な知識を身に付けることができる番組であった。

この番組を中学校との連携授業に生かすために、三泗地区の中学校3年生全員に（希望のあった学校には他学年にも）学習参加券を配付し、夏休み期間中の平日、土曜日、日曜日の16時の回に投映することで、多くの中学生が観覧できるようにした。中学生からのアンケートでは、「また観にきたい」という声がある一方で、「内容が難しかった」「もっと楽しくしてほしい」という声が聞かれた。学習効果が高く中学生に親しまれる番組にするためには、解説員による生解説で投映できる自主制作番組にする必要があると感じた。また、一般の方にも天文学の面白さを伝えるために、秋冬番組として2か月間投映をした。アンケートでは、「アインシュタインの教え方が上手だった」「宇宙への関心が深まった」という意見があり、天文学の基礎を伝えることができた。(天文係 伊藤達郎)



### 秋冬番組 「星うさぎと月のふね」

平成 24 年度に当館で開催した特別番組「家族のための読み聞かせ プラネタリウム」で題材にした絵本「星うさぎと月のふね」が原作の プラネタリウム番組を投映した。

今回投映した番組には、絵本の話の前に月の話が追加されており、 観覧者に向かってお月様がやさしく語りかけ、身近なものにたとえながらわかりやすく月について教えてくれるという内容であった。

絵本というと、子ども向けという印象が強いのか、テーマ番組の枠 でありながら小さな子ども連れの観覧者が多かった。また、小学校 4 年生が月について学習する時期とも重なるためか、学校団体の観覧も あった。アンケートでは「ストーリーがいい」「月や星についてよく わかった」との感想がよせられた。

静かな音楽や、動きの少ない優しいタッチの絵で、子どもだけでなく 大人も一緒に、ゆったりとした時間を楽しんでもらえる癒し系の 番組であった。(天文係 出水田貴子)



### 秋冬番組 開館 20 周年記念番組「光が彩るよっかいち

#### こにゅうどうくんと行くナイトツアー！」

開館 20 周年記念として、地域に根ざしたプラネタリウム をめざすために記念番組を制作した。

四日市市には、歴史的、文化的な様々な史跡、近代的な工場夜 景の美しさ、それと対照的な豊かな自然など、多くの魅力がある。 四日市市のマスコットキャラクターである「こにゅうどうくん」 が、四日市市の魅力的な名所などを紹介し、市民や市外からの来 館者に、四日市市の素晴らしさを楽しく再認識してもらう番組と した。約 50 分間の番組のうち、前半部分では、当日の星空を小 さい子どもにもわかりやすく生解説で紹介し、後半部分で開館 20 周 年記念番組を投映した。

この番組では、幼児を連れた観覧者が目立つことから、前半はよりわかりやすい口調で星空 解説を行った。「秋の星座がとてもよくわかった」「解説の滑舌が良くソフトな感じが良かった」と好評であった。反面、「もう少し詳しい話をしてほしかった」という声も聞かれた。

後半の記念番組では、「こにゅうどうくんがかわいかった」「ホタルになってお尻が光るところで笑った」と、番組に親しみをもっていただいた。市外の方からは、「ナイトクルーズのことをあまり知らなかつたので行ってみたい」という声も聞かれた。今後も機会があるたびに、地元を PR できる番組を制作していきたい。(天文係 伊藤達郎)



### 星空番組 「星空キャスターにおまかせ」

見ごろの星や天文現象などを、解説員それぞれの個性を活かした解説で楽しめる、星空の話をメイン にした番組を投映した。投映月生まれの来館者の、誕生日の星空を紹介するコーナーも引き続き投映し、 人気であった。

平成 25 年度は、木星・土星、七夕、名月、オリオン座など定番の話題のほか、特に注目されたアイ ソン彗星についても、職員が撮影した写真などを織り交ぜて紹介した。

この番組は、50 分間、解説員による生解説で投映するため、映像部分の多い他の番組と比べ、解説員 がより身近に感じられるのか、投映終了後に解説席まで声をかけて来てくださる方も多かった。すべて のキャスターの話を聞こうと、同じテーマの期間に何度も来館してくださる方もいた。テーマに興味があるだけでなく、解説員と話をするのを楽しみに来てくださるリピーターが定着しつつあるのを感じ、 うれしく思う。今後も、観覧者の興味関心に応えられるような内容で、当館に親しみをもってまた見に 来たいと思ってもらえるような番組作りを心がけたい。(天文係 出水田貴子)

(2) 学習投映（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用）

投映：平日①10:00～、②11:00～

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

月	テ　マ	校園数	観覧者数
4月～5月	保　幼　　星空動物園へようこそ	0 園	0 人
	小　学　　春の星座と土星クイズに挑戦！	1 校	45 人
	中　学　　惑星クイズに挑戦！	0 校	0 人
	特別支援学校・学級	1 校	29 人
	その他	0 団体	0 人
6月～7月	保　幼　　七夕物語	88 園	3,574 人
	小　学　　星座早見盤の使い方と夏の大三角	8 校	354 人
	中　学　　惑星クイズに挑戦！	0 校	0 人
	特別支援学校・学級	4 校	46 人
	その他	0 団体	0 人
9月～10月	保　幼　　お月さまのお話	3 園	70 人
	小　学　　月の動き(4年生)、月と太陽(6年生)	24 校	1,583 人
	中　学　　天の川は銀河系！！	0 校	0 人
	特別支援学校・学級	1 校	26 人
	その他	0 団体	0 人
11月～12月	保　幼　　アンドロメダ姫物語	3 園	130 人
	小　学　　月の動き(4年生)、月と太陽(6年生)	22 校	1,630 人
	中　学　　月の運動と見え方	0 校	0 人
	特別支援学校・学級	2 校	50 人
	その他	1 団体	19 人
平成 26 年 1月～3月	保　幼　　うたのプラネタリウム	24 園	1,004 人
	小　学　　オリオン座の動きと冬の大三角	10 校	825 人
	中　学　　銀河系	0 校	0 人
	特別支援学校・学級	6 校	159 人
	その他	5 団体	165 人
合計	投映回数 126 回	203 団体	9,709 人

※他に、視察 2 人。

(3) 特別番組

① 宇宙塾～天文楽しませんか？～ 16:30～18:00 料金：800 円

市民が天文や科学をより詳しく学習する機会として、「宇宙塾」を年 4 回実施した。平成 24 年 10 月 24 日に宇宙研究開発機構（JAXA）と四日市市が連携協定を結んだことから、全ての回について JAXA と連携して実施した。最新の話題や実験質問コーナーを織り交ぜたプラネタリウム特別版。

月　日	テ　マ　／　講　師	観覧者数
第 48 回 8 月 7 日 (水)	はじめての天文学	106 人
	阪本 成一 (JAXA 宇宙科学研究所 教授)	
第 49 回 12 月 21 日 (土)	宇宙飛行士の健康管理から見た宇宙医学	71 人
	三木 猛生 (JAXA 有人宇宙ミッション本部 宇宙飛行士健康管理グループ 医長)	
第 50 回 2 月 15 日 (土)	太陽系探査の未来設計図 ～アストロバイオロジーの視点から～	84 人
	矢野 創 (JAXA 宇宙科学研究所 助教)	
第 51 回 3 月 29 日 (土)	太陽系を駆けめぐる宇宙探査機のしくみ	94 人
	山本 高行 (JAXA 宇宙科学研究所 主任開発員)	
合　　計		355 人

※宇宙塾は、教員研修を兼ねて実施。

② 生演奏コンサート 料金:1,200円（前売り制）

月 日	時 間	テ ー マ	観覧者数
11月2日（土）	19:00～20:30	開館20周年記念コンサート マリンバ アンサンブル	99人

③ CDコンサート 料金:600円（前売り制）

月 日	時 間	テ ー マ	観覧者数
12月20日（金）	19:00～20:00	クリスマスの星空と「ユーミン」特集	144人

(4) その他投映

月 日	時 間	テ ー マ	観覧者数
4月9日（火）	13:20～14:10	四日市市新規採用職員研修 「南十字星をたずねて」	71人
11月1日（金）	17:45～18:30	四日市工業高校（定時制）文化祭特別投映 開館20周年記念番組 「光が彩るよっかいち こにゅうどう くんと行くナイトツアー！」	83人
1月14日（火）	18:20～21:05	JAXA若田宇宙飛行士とのリアルタイム交信イベント	133人
合 計			287人

### 3 天文教育普及事業

(1) 子ども科学教室（講師：天文係職員、天文ボランティア 材料費：1セット600円）

季節	月 日	時 間	工作内容	参加者数
冬	12月21日（土）	9:45～12:00 13:15～15:30	立体凧を作ろう！	27人 16人
合 計				43人

※工作終了後、市民公園で凧揚げを実施。



(2) 公開観望会

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月 13日(火)	19:00～21:00	ペルセウス座流星群観望会	星の広場	350人

※他に、天文ボランティア(8人)が参加。



(3) プラネタリウム指導者研修

プラネタリウムを利用した教員対象の指導者研修会

月 日	時 間	研修内容	参加者数
7月 29日(月)	9:30～12:00	天文教育研修会(3D)	17人
7月 29日(月)	13:30～16:30	天文教育研修会 (移動式プラネタリウム)	19人
8月 7日(水)	16:30～18:00	第48回 宇宙塾	1人
12月 21日(土)	16:30～18:00	第49回 宇宙塾	3人
2月 15日(土)	16:30～18:00	第50回 宇宙塾	0人
3月 29日(土)	16:30～18:00	第51回 宇宙塾	0人
合 計			40人

※7月29日の研修には、他に三重大学の教員(1人)と学生(3人)が参加。

※宇宙塾の参加者は、2(3)①の観覧者数に含む。

(4) 学校連携・・・要請により市内及び三重郡の小中学校で実施

①小学生対象・・・3D投影機を用いて国際宇宙ステーションとスペースシャトルの役割についてなどを解説。各学校の担当教諭と連携しながら授業を進める。

月 日	学 校	参 加 者 数	月 日	学 校	参 加 者 数
9月 19日(木)	笹川東小	31人	10月 10日(木)	小山田小	37人
9月 20日(金)	富田小	118人	10月 16日(水)	河原田小	4年生 38人 6年生 45人
9月 26日(木)	川島小	135人	10月 17日(木)	塩浜小	34人
9月 27日(金)	富洲原小	78人	10月 18日(金)	日永小	4年生 110人 6年生 99人
10月 1日(火)	三重北小	48人	10月 22日(火)	常磐西小	114人
10月 3日(木)	中部西小	60人	10月 23日(水)	海蔵小	147人
10月 8日(火)	朝上小	89人	10月 24日(木)	県小	64人
10月 9日(水)	笹川西小	4年生 43人 6年生 45人	10月 25日(金)	川越南小	63人
合 計			16校	1,398人	

※16校(市内14校、三重郡2校)、1,398人(市内1,246人、三重郡152人・4年生1,209人、6年生189人)

- ②中学生対象・・・移動式プラネタリウムを用いて、星の日周運動と年周運動及び北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを解説。  
 その他・・・連携授業のための事前学習としてプラネタリウム夏番組を活用。学習参加券を配付し、夏休み期間中の来館を促した。



月 日	学 校	参 加 者 数	月 日	学 校	参 加 者 数
11月 19日(火)	中部中	127人	1月 10日(金)	常磐中	190人
11月 21日(木) 11月 22日(金)	山手中	239人	1月 15日(水)	朝日中	90人
11月 28日(木)	西陵中	74人	1月 17日(金)	大池中	200人
11月 29日(金)	富洲原中	109人	1月 21日(火)	内部中	187人
12月 6日(金)	笛川中	126人	1月 22日(水)	保々中	74人
12月 17日(火)	橋北中	27人	1月 23日(木)	南中	195人
12月 18日(水)	桜中	138人	1月 29日(水)	三重平中	100人
12月 19日(木)	港中	90人	1月 30日(木)	三滝中	140人
1月 9日(木)	楠中	103人	1月 31日(金)	塩浜中	46人
合 計				18校	2,255人

※18校(市内17校、三重郡1校)、2,255人(市内2,165人、三重郡90人)

※12月19日は、他に三重大学の教員と学生が参加。

※12月13日までの期間は各学校の担当教諭のみで、12月17日以降は博物館職員と担当教諭が連携しながら授業を進めた。

#### (5) 四日市こども科学セミナー Part1 JAXA コズミックカレッジ in 四日市 ～かさ袋ロケットをつくって宇宙へ行こう！～(申込み制)

四日市市教育委員会主催の四日市こども科学セミナーの一部として実施。

JAXA 宇宙教育センターの協力を得て、科学技術に夢を感じ、科学・環境・宇宙への知的好奇心・探求心を高めるとともに、子どもたちの科学的な考え方や見方を育てる目的で実施した。



日 時	内 容 ／ 場 所	参 加 者 数
8月 3日 (土) 午前の部 10:00 ~ 12:00	JAXA 宇宙教育センターの馬渕正展氏による実験教室(かさ袋ロケット工作) 博物館1階講座室、市民公園	児童 43人 保護者 35人
午後の部 13:30 ~ 15:30		児童 44人 保護者 37人
合 計		159人(児童87人 保護者72人)

(6) 出前講座など

月 日	時 間	内容 ／ 場所	主催者	参加者数
8月 21日(水)	14:30～15:30	3Dで宇宙のお話 菰野町農村センター	学童クラブちくさ保護者会	30人
8月 29日(木)	9:00～12:00	手作りプラネタリウム 人権プラザ小牧	人権プラザ小牧	39人
10月 20日(日)	9:00～14:30	3Dで宇宙のお話 中部西小学校	共同地区	100人
合 計				169人

(7) JAXA 若田宇宙飛行士とのリアルタイム交信イベント（申込み制）

月 日	時 間	内容 ／ 場所	参加者数
1月 14日(火)	18:20～21:05	国際宇宙ステーションと全国7会場を中継で結んだリアルタイムの交信イベント 四日市会場代表質問者 ・羽津北小学校2年男子1人 ・常磐小学校3年女子1人  博物館プラネタリウム	小中学生 126人 (うち市内在住者: 108人) 保護者 102人 その他 5人
合 計			233人

※保護者は、1階講座室にてプラネタリウム内と同じ映像を観覧。

※ドーム内の小中学生 126人、保護者 2人、その他 5人は、2(4)の観覧者数に含む。



(8) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティア (39人) の協力を得て観望会を実施。

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。  
天候不順による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

稼動予定回数 33回

(うち派遣回数 23回、中止時の天文教室回数 5回)

参加者数 2,517人

(うち中止時の天文教室参加者数 168人)



ボランティア参加数 83 人（延べ人数）

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。

稼動予定回数 13 回（うち実施回数 10 回）

ボランティア参加数 55 人（延べ人数）

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
4月 27日（土）	18:30～20:00	木星を見よう	市民公園	55 人
5月 25日（土）	10:00～12:00	太陽を見よう	市民公園	82 人
6月 22日（土）	19:00～20:30	土星を見よう	市民公園	100 人
7月 27日（土）	19:00～20:30	土星を見よう	市民公園	80 人
8月 24日（土）	10:00～12:00	太陽を見よう	市民公園	中止
9月 19日（木）	18:30～20:00	お月見をしよう (中秋の名月)	市民公園	150 人
10月 26日（土）	18:00～19:30	見ごろの星と星座を見よう	市民公園	60 人
11月 23日（土・祝）	17:30～19:00	見ごろの星と星座を見よう	市民公園	77 人
11月下旬または12月上旬ごろ彗星の接近に合わせて実施予定だった		アイソン彗星観望会	市内	中止
12月 14日（土）	17:30～19:00	月を見よう	市民公園	35 人
1月 25日（土）	18:30～20:00	木星を見よう	市民公園	中止
2月 22日（土）	18:30～20:00	木星を見よう	市民公園	85 人
3月 22日（土）	18:30～20:00	木星を見よう	市民公園	65 人
合 計				789 人

※中止：天候不順のため。ただし、アイソン彗星観望会については観測不能のため中止。

### 3 リニューアル事業

(仮称) 四日市公害と環境未来館の当館への併設に合わせて、常設展示及びプラネタリウムの全面改修を行い、平成 27 年 3 月下旬のオープンを目指す。

平成 25 年度は、常設展示については、前年度に策定した基本計画に基づいて設計を行い、展示造作に着手した。プラネタリウムでは、検討委員会にてまとめた「新プラネタリウムの考え方」に基づき仕様書を作成し、プロポーザル審査により委託業者を選定して投映機器等更新業務に着手した。

#### 1 常設展示

平成 25 年 4 月～10 月	常設展示設計
7 月～11 月	施設改修設計
平成 26 年 3 月～10 月	施設改修工事
3 月～平成 27 年 3 月	常設展示造作

#### 2 プラネタリウム

平成 25 年 10 月	プロポーザル審査
12 月～平成 27 年 3 月	プラネタリウム投映機器等更新業務

<プラネタリウムリニューアル検討委員会>

##### (1) 委員

氏名	職名
石田 昇三	博物館協議会委員長（四日市市文化財保護審議会長）
播磨 良紀	博物館協議会副委員長（中京大学 文学部教授）
小林 育生	博物館協議会委員（四日市市小学校長会代表）
水谷 小百合	博物館協議会委員（四日市市公立幼稚園長会代表）
中川 政之	博物館協議会委員（四日市市自治会連合会代表）
藤田 瑠美子	博物館協議会委員（四日市市 PTA 連絡協議会代表）
伊藤 信成	博物館協議会委員（三重大学教育学部 理科教育講座教授）
北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
寺村 明彦	四日市市教育委員会副教育長

##### (2) 会議開催状況

- 第 2 回 平成 25 年 5 月 16 日(木) 13:30～15:15  
議題：プラネタリウムリニューアルの基本的な考え方について

- 第 3 回 平成 25 年 7 月 12 日(金) 14:00～15:30  
議題：新プラネタリウムの考え方（最終案）について

- 第 4 回 平成 25 年 10 月 24 日(木) 14:00～15:00  
議題：プラネタリウムリニューアルに係るプロポーザル審査結果の報告について

(3) 「新プラネタリウムの考え方」の概要

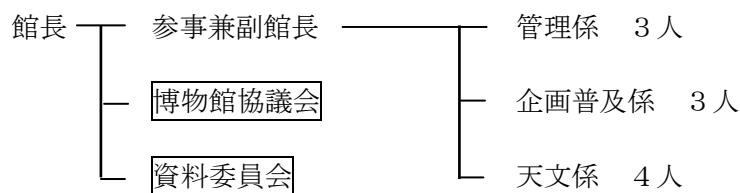
- ① 光学式プラネタリウム投映機に求める機能  
地上から見た星空と宇宙から見た星空の違いをリアルに再現でき、太陽、月、惑星の動きが正確で滑らかであることなど
- ② デジタル式プラネタリウム投映機に求める機能  
全天を8K×8Kで覆い、宇宙から見る地球を演出することなど
- ③ デジタル式パノラマ投映機に求める機能  
プロジェクターを数台用い、明るく奥行きのあるパノラマ映像を動画で映せることなど  
その他ドームスクリーン、音響設備、座席に求める機能などをまとめた。

## II 管理・運営

### 1 組織

#### (1) 職員構成

(平成 26 年 3 月末現在)



#### (2) 事務分掌

##### [管理係]

- (1)博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2)調査、統計及び報告に関すること。
- (3)博物館協議会に関すること。
- (4)施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5)施設の使用許可に関すること。
- (6)観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7)楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8)館の庶務に関すること。

##### [企画普及係]

- (1)特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2)常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3)博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4)博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5)講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6)博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7)博物館の広報に関すること。

##### [天文係]

- (1)プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2)天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3)天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4)移動天文車に関すること。

## 2 予算

平成 25 年度

[歳入]

(単位 : 千円)

科目			当初予算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料  楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	9,956 10,013 2,919 1 1 7
県支出金 県補助金 発電用施設周辺地域振興費補助金 発電用施設周辺地域振興費補助金		発電用施設周辺地域振興費補助金	31,333
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,687
市債 市債 教育債 教育債	社会教育施設整備事業資金	社会教育施設整備事業資金	187,700
諸収入 雑入 実費弁償金 私用電話使用料 庁舎等管理運営費分担金 教育費雑入 各種講座受講料 広告料収入		委託販売手数料 博物館事業費助成金 セミナー・教室等参加料 プラネタリウム広告料収入	2 642 1,807 7,000 110 360
		計	253,538

[歳出]

(単位 : 千円)

科目	当期算額	管理運営	リニューアル	調査研究	展示開催	資料収集	教育普及	方ネリウム 搬・繰り扱理	天文普及・ 移動天文車維持管理	歴史民俗 資料館
報酬	174	174								
賃金	12,816	3,386			1,332	2,728	1,299			4,071
報償費	3,095		2,117	194	133	54	150	397		50
旅費	815	155	313	86	140	20		101		
需用費	41,818	34,998		20	3,110	150	350	2,091	399	700
役務費	4,067	1,336			2,235		315	82	17	82
委託料	351,232	61,257	266,570		11,653	3,443	50	5,643	1,051	1,565
使用料及び賃借料	12,072	1,078				716		9,955		323
備品購入費	2,030				2,000			30		
負担金補助及び交付金	15,317	67			15,250					
計	443,436	102,451	269,000	300	35,853	7,111	2,164	18,299	1,467	6,791

### 3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成25年度委員は下表のとおりである。なお、平成25年度協議会は2回開催された。

#### ●第1回 平成25年8月27日(火) 13:30～15:45

- 議題：①平成25年度上半期事業実施状況について  
②博物館のリニューアルについて

#### ●第2回 平成26年2月21日(金) 13:30～15:15

- 議題：①平成25年度下半期事業実施状況について  
②平成26年度事業計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

	氏名	職名
学校教育関係	小林 育生	四日市市小学校長会代表
	西山 達	四日市市中学校長会代表
	水谷 小百合	四日市市公立幼稚園長会代表
	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	中川 政之	四日市市自治会連合会代表
	村崎 多寿子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	賀川 澄子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（学習支援）
	位田 久美	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	石田 昇三	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	藤田 瑠美子	四日市市PTA連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

#### 4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室、講座室及び市民ギャラリーを博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成25年度実績は、以下のとおりである。

##### [特別展示室]

- ・第40回四日市市美術展覧会記念行事「回顧展」  
4月2日（火）～14日（日） 四日市市文化国際課
- ・第63回四日市市民芸術文化祭事業 ネイチャーフォト市民公募展とフォト十彩写真展  
6月25日（火）～7月2日（火） 四日市市文化国際課・四日市市文化協会
- ・第36回墨友会書作展  
7月4日（木）～7日（日） 墨友会
- ・第37回墨友会書作展  
平成26年3月27日（木）～30日（日） 墨友会

##### [講座室]

- ・三重県下水道協会総会及び研修会  
4月26日（金） 三重県下水道協会
- ・熟年大学17期修了生「十七会平成25年度総会」  
5月24日（金） 十七会
- ・水道週間イベント  
6月1日（土）～2日（日） 四日市市上下水道局
- ・第63回四日市市民芸術文化祭事業 ネイチャーフォト市民公募展とフォト十彩写真展  
6月25日（火）～7月2日（火） 四日市市文化国際課・四日市市文化協会
- ・四日市公害を考える学習会  
7月21日（日） 四日市再生「公害市民塾」
- ・四日市市政懇談会  
7月25日（木） 四日市市政策推進課
- ・「四日市公害を忘れないために」市民の集い  
7月27日（土）～28日（日） 四日市市環境保全課
- ・自主運行バスに乗ってプラネタリウムを見に行こう  
8月1日（木） 神前地区市民センター
- ・よっかいち人権大学 ステップアップ講座  
8月24日（土） 四日市市人権センター
- ・三泗中学美術科教育研究協議会 10月定例会  
10月9日（水） 三泗中学美術科教育研究協議会
- ・MOA美術館四日市児童作品展  
10月26日（土）～27日（日） MOA美術館四日市児童作品展
- ・三重県市町教育委員会指導主事会 第4回研修会  
11月21日（木） 四日市市教育委員会指導課

- ・防災女性セミナー  
12月7日（土） 四日市市危機管理室
- ・歴史講演会  
平成26年1月19日（日） 三重歴史研究会
- ・路線バスに乗ってプラネタリウムを見に行こう  
平成26年2月15日（土） 神前地区市民センター
- ・第667回四日市文化会例会 歴史講話「幕末桑名藩に事情」  
平成26年2月16日（日） 四日市文化会
- ・平成25年度三重県下水道協会 主管課長会議及び幹事会  
平成26年3月7日（金） 三重県下水道協会
- ・“XYZ”合評会（研修会）  
平成26年3月22日（土） 四日市文章集団XYZ

[市民ギャラリー]

- ・名古屋造形大学同窓会三重支部展  
4月9日（火）～14日（日） 名古屋造形同窓会
- ・写真展  
5月4日（土）～6日（月） 個人
- ・もとまち芸術予備校キソカコース生徒作品展  
7月12日（金）～15日（月） もとまち芸術予備校
- ・中東シリアの平和を願う写真展  
8月3日（土）～4日（日） ESD in 三重
- ・蚊遣り豚×招き猫アート展Ⅱ  
8月10日（土）～25日（日） KAYARIBUTART 製作実行委員会
- ・写真展  
8月27日（火）～9月1日（日） 四日市大学コミュニティカレッジ
- ・もとまち芸術予備校キソカジュニアコース作品展  
12月13日（金）～15日（日） もとまち芸術予備校
- ・四日市大学コミュニティカレッジ受講生写真展  
12月17日（火）～22日（日） 四日市大学コミュニティカレッジ
- ・第17回よっかいいち素描の会展  
平成26年3月9日（日）～16日（日） よっかいいち素描の会

**5 年報の発行 第20号 A4 42頁 インターネットホームページで公開**

## 6 利用状況（4月1日～平成26年3月31日）

### (1) 常設展観覧者数（無料）

月	開館 日 数	小中		園児		他団体		小中 以下	大人・ 高大	観 覧 者 計	
		校	人 数	園	人 数	数	人 数				
4	25	1	25	0	0	0	0	345	808	1,178	
5	27	0	0	0	0	0	0	390	1,232	1,622	
6	26	7	224	30	920	1	8	400	994	2,546	
7	26	3	115	10	606	0	0	666	1,156	2,543	
8	27	1	15	0	0	0	0	1,722	2,032	3,769	
9	16	3	230	0	0	0	0	201	522	953	
10	27	6	238	2	49	0	0	151	699	1,137	
11	26	18	1,097	2	98	2	21	176	710	2,102	
12	24	3	67	0	0	0	0	149	403	619	
1	24	15	1,212	0	0	0	0	357	883	2,452	
2	24	22	1,610	5	202	3	24	625	1,371	3,832	
3	26	0	0	7	226	2	52	588	960	1,826	
合計		298	79	4,833	56	2,101	8	105	5,770	11,770	24,579

### (2) 特別展観覧者数

会 期	有料観覧者								無料観覧者								観 覧 者 合 計				
	個人		団体割引 (2割引)		減免 (5割引)		減免 (5割引) の 団体		有 料 観 覧 者 計	小中		園児		他団体		小 中 以 下	招 待 券	引 率 者	無 料 観 覧 者 計		
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人 数	園	人 数	数	人 数						
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		一般	人 数	園	人 数	数	人 数						
①	44	1,971	68	272	26	95	2	0	0	2,434	1	45	1	50	0	0	624	657	0	1,376	3,810
②	38	2,237	80	646	8	122	0	0	0	3,093	2	26	0	0	0	0	1,824	831	0	2,681	5,774
③	50	1,048	40	214	15	66	0	0	0	1,383	4	206	3	97	0	0	301	817	0	1,421	2,804
④	38	2,043	41	259	2	136	2	0	0	2,483	50	3,357	6	278	2	63	1,485	587	0	5,770	8,253
合計	170	7,299	229	1,391	51	419	4	0	0	9,393	57	3,634	10	425	2	63	4,234	2,892	0	11,248	20,641

①四日市鳥瞰図 しんきろう 本城直季写真展

②本池秀夫 革の世界展～人形・動物・現代アート～

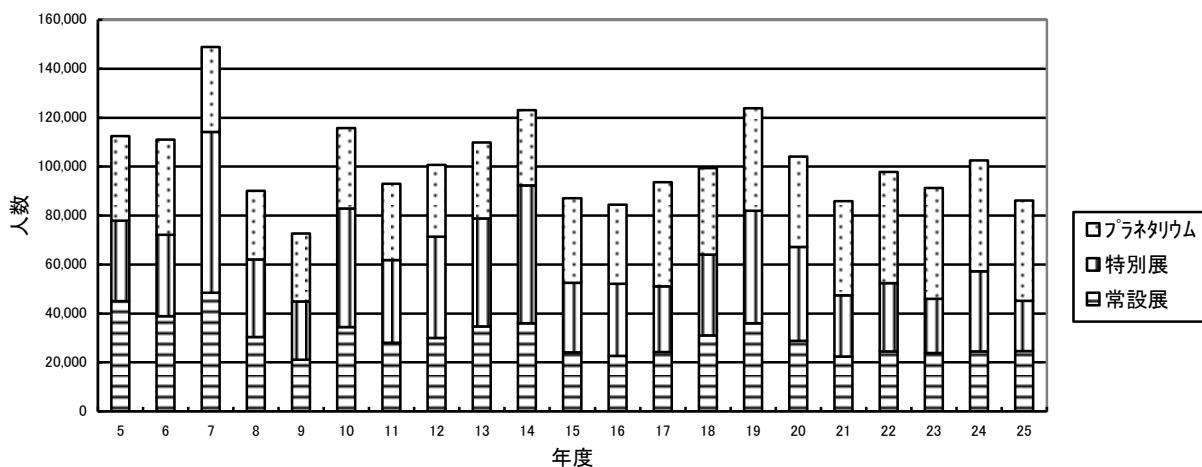
③日本近代洋画への道～山岡コレクションを中心に～

④昭和の暮らし展

(3) プラネタリウム観覧者数

月	投映回数	有料観覧者												無料観覧車										観覧者合計				
		個人			団体割引(2割引)			減免(5割引)		減免(5割引)の団体		特別投映	有料観覧者計	小中		園児		他団体		幼児	招待券	引率者	特別投映	無料観覧者計				
		一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般			校	人数	園	人数	数	人數									
4	69	486	29	315	101	2	33	27	1	7	0	0	0	0	1,001	0	0	0	0	1	71	291	133	0	0	495	1,496	
5	64	489	34	235	84	1	22	41	0	6	0	0	0	0	912	2	74	0	0	0	0	207	266	0	0	0	547	1,459
6	98	815	34	715	171	1	175	48	1	10	0	0	0	0	1,970	3	161	67	2,370	1	41	328	76	11	0	0	2,987	4,957
7	100	1,195	50	1,053	197	2	203	82	1	8	0	0	0	0	2,791	5	1,126	22	1,232	1	7	420	170	0	14	2,955	5,746	
8	117	2,473	135	2,696	494	7	519	87	6	36	7	0	7	86	6,553	2	2,624	0	0	0	0	992	376	0	20	4,0122	10,565	
9	55	665	58	472	139	3	182	36	2	10	0	0	0	0	1,567	4	303	0	0	0	0	280	251	8	0	0	842	2,409
10	76	292	25	165	101	1	633	23	2	5	0	0	1	0	1,248	7	681	3	70	0	0	109	51	60	0	0	971	2,219
11	84	262	39	141	70	2	858	32	1	3	16	0	0	93	1,517	11	719	3	130	2	101	100	380	68	6	1,504	3,021	
12	64	218	20	108	38	2	62	24	3	7	0	0	0	197	679	4	228	0	0	0	0	71	40	4	18	361	1,040	
1	65	289	21	155	96	2	238	22	1	3	0	0	0	0	827	5	137	0	0	0	0	132	144	14	133	560	1,387	
2	73	662	48	619	226	6	165	47	1	12	0	0	0	71	1,857	7	350	14	722	2	63	320	214	2	13	1,684	3,541	
3	86	721	74	581	199	2	156	31	1	4	86	0	0	77	1,932	3	298	10	282	0	0	336	171	0	17	1,104	3,036	
合計	951	8,567	567	7,255	1,916	31	3,246	500	20	111	109	0	8	524	22,854	53	6,701	119	4,806	7	283	3,586	2,272	167	207	18,022	40,876	

(4) 観覧者数推移



年度(平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522	24,579
28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723	20,641
34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293	40,876
87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538	86,096
1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433	2,133,529

## 7 関係法規

### 四日市市立博物館条例

平成5年3月 30 日条例第 16 号

改正

平成9年3月 27 日条例第3号

平成 12 年3月 29 日条例第 44 号

平成 16 年 12 月 28 日条例第 55 号

平成 17 年3月 28 日条例第 22 号

平成 18 年 10 月 5 日条例第 45 号

平成 21 年1月 23 日条例第1号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 66 号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2及び博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番 16 号に設置する。

#### (事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
- (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
- (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
- (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
- (10) その他必要な事業

一部改正[平成 21 年条例1号]

#### (観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを持ったものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。

一部改正[平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号]

#### (特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

一部改正[平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号]

#### (特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,160 円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。

一部改正[平成 16 年条例 55 号・25 年 66 号]

#### (館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不適当と認めたとき。

#### (入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めたとき。

#### (観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

#### (観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### (権利の譲渡等の禁止)

第10 条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

#### (許可の取消し等)

第11 条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第20条第1項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例1号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成16年条例55号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第2号及び第8号並びに第4条から第14条までの規定は規則で定める日から(平成5年6月四日市市規則第33号で、同5年11月1日から施行)、次項の規定は平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和45年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第44号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

7 改正後の四日市市立博物館条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日以後の観覧から、第5条、第6条及び別表第3の規定は平成17年4月1日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例別表第3備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月5日条例第45号)

この条例は、平成18年12月9日から施行する。

附 則(平成21年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。

3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第3の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,160円の範囲 内で委員会が定 める額	540円	2,160円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・ 高校生		380円	
中学生・ 小学生	無料	210円	

## 備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 4 小学校就学までの者は、無料とする。
- 5 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

一部改正〔平成16年条例55号・18年45号・25年66号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,080円の範囲 内で委員会が定 める額	270円	1,080円の範囲 内で委員会が定 める額
		190円	
中学生・小 学生	無料	110円	

## 備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者（「大学生・高校生」及び中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 3 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。
- 4 小学校就学までの者は、無料とする。
- 5 20人以上の団体は、1人1回につき規定料金の100分の80の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

追加〔平成16年条例55号〕、一部改正〔平成18年条例45号・25年66号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時30分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時30分 から午後5時ま で
特別展示室	—	—	32,400円
講座室	8,640円	12,960円	21,600円
市民ギャラリ ー	—	—	2,160円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合は、上記の金額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・25年66号〕

## 四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月31日教委規則第5号

改正

平成9年3月28日教委規則第9号

平成11年3月11日教委規則第4号

平成12年3月27日教委規則第7号

平成14年12月27日教委規則第11号

平成17年2月3日教委規則第31号

平成26年1月14日教委規則第5号

### (趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例（平成5年四日市条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第2条 四日市市立博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、四日市市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

### (休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

一部改正〔平成14年教委規則11号〕

### (観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

### (使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用的許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の初日前6月からとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。

- (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
- (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。

4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

### (使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めたときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 博物館の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用的の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正[平成17年教委規則31号]

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正[平成17年教委規則31号]

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。 10割  
(2) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。 その都度委員会が定める割合  
2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。  
3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。

一部改正[平成17年教委規則31号・26年5号]

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めたときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかつたとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

- 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表Aの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。

- 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正[平成17年教委規則31号]

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。  
(2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。  
(3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。  
(4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。  
(5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。  
3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。  
4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。

一部改正[平成17年教委規則31号]

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。 10割  
(2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。 10割

- (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。  
10割  
(4) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正[平成17年教委規則31号]

(特別利用の制限)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。
- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
  - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
  - (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
  - (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
  - (5) その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
- 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
- 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

- 第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正[平成17年教委規則31号]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
16ミリ映写機	2,160円
スライド映写機	1,080円
プロジェクター	1,080円

一部改正[平成17年教委規則31号・26年5号]

別表第2(第17条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟観	320円
模写	1,080円
拓本	1,080円
撮影	1,080円

一部改正[平成17年教委規則31号・26年5号]

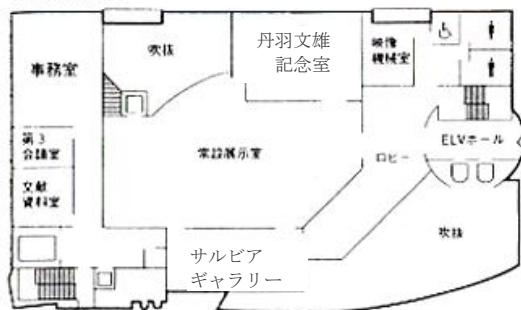
### III 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704	天文展示コーナー	5階	194.763 m <sup>2</sup>
施設規模	敷地面積 1,845.840 m <sup>2</sup> 建設面積 1,590.397 m <sup>2</sup> 延床面積 10,147.108 m <sup>2</sup> 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合せによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	天文係事務室	5階	59.326 m <sup>2</sup>
		空調機械室	5・6階	836.095 m <sup>2</sup>
		●管理・一般部門		4,590.234 m <sup>2</sup>
	事務室 3階 応接室 2階 第1会議室 2階 ミュージアムショップ 1階 警備室 1階 中央監視室 地下2階 設備機械室 地下2階 電気室 発電機室 地下2階 倉庫、展示備品庫など	3階	105.059 m <sup>2</sup>	
			2階	37.001 m <sup>2</sup>
			2階	50.422 m <sup>2</sup>
			1階	28.723 m <sup>2</sup>
			1階	20.812 m <sup>2</sup>
			地下2階	44.064 m <sup>2</sup>
			地下2階	486.190 m <sup>2</sup>
			地下2階	240.152 m <sup>2</sup>
			3,577.811 m <sup>2</sup>	
		プラネタリウム(1,714 m <sup>2</sup> )		
		ドーム径 18.5m 傾斜型(斜度20度) 164席		
		G S Sヘルios(五藤光学研究所)		
		7.4等星 25,000個の恒星が投映可能		
		分離型惑星投映機 9台		
		スカイライン投映機(80+80シーン)		
		マルチイメージシステム		
		マルチサウンドシステム		
		全天周映画 可能		
		アストロビジョン70(10パーフォレーション)		
		プラネタリウムとの同期可能(ショートフィルム)		
	色彩イメージ 1階 海 青 2階 大地 橙 3階 草花 黄 4階 山脈 緑 5階 空(宇宙) シルバーメタリック			
	地域・商区 商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%			
主な室名と面積				
●展示・教育部門				
常設展示室	2階 2,156.155 m <sup>2</sup>			
"	3階 564.691 m <sup>2</sup>			
特別展示室	4階 454.618 m <sup>2</sup>			
ラウンジ	2~4階 594.798 m <sup>2</sup>			
情報コーナー	1階 281.02 m <sup>2</sup>			
講座室	1階 118.81 m <sup>2</sup>			
	1階 142.218 m <sup>2</sup>			
●収蔵部門	1,256.23 m <sup>2</sup>			
第1収蔵庫	地下2階 243.29 m <sup>2</sup>			
" 前室	地下2階 38.88 m <sup>2</sup>			
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階 282.17 m <sup>2</sup>			
第3収蔵庫	地下1階 384.496 m <sup>2</sup>			
" 前室	地下1階 76.086 m <sup>2</sup>			
荷解室	1階 231.308 m <sup>2</sup>			
●研究部門				
作業室	2階 430.207 m <sup>2</sup>			
資料整理室	地下1階 60.464 m <sup>2</sup>			
文献資料室	3階 84.37 m <sup>2</sup>			
資料評価室	4階 37.952 m <sup>2</sup>			
燻蒸室	地下1階 33.3 m <sup>2</sup>			
スタジオ暗室	地下1階 43.07 m <sup>2</sup>			
ビデオ編集室	地下1階 87.51 m <sup>2</sup>			
第2会議室	4階 16.882 m <sup>2</sup>			
第3会議室	3階 37.952 m <sup>2</sup>			
	3階 28.707 m <sup>2</sup>			
●プラネタリウム部門	1,714.282 m <sup>2</sup>			
客席(ドーム)	5・6階 565.017 m <sup>2</sup>			
天文学習室	5階 59.081 m <sup>2</sup>			

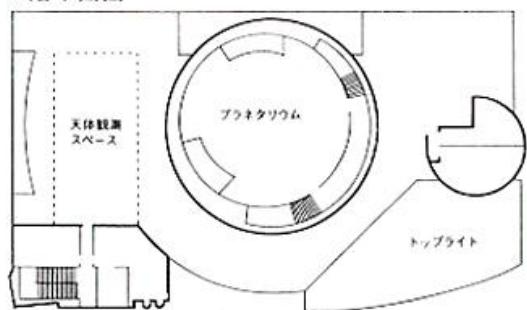
消音ボックス付ラインファン	20 基	C C D	1 台
デリベントファン	1 基	モニターテレビ	5 台
排煙ファン	3 基	③防火扉	47 箇所
排煙口	25 基	④防火・防炎シャッター	32 箇所
3. その他機器		⑤排煙口	28 箇所
①フィルターユニット	3 基	●電気設備	
外気新鮮空気処理ユニット	9 基	①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
②消音マフラーユニット	一式	②変圧器	
③その他付属設備		動力用	
4. 空調配管設備	14 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
①空調用ポンプ	1 基	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可变速制御盤	2 基	3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
③冷水ヘッダー	2 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
④温水ヘッダー	4 基	電灯用	
⑤冷温水用防蝕装置	一式	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
⑥その他付属設備		1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
●給排水衛生設備		③自家用発電機	
1. 給水設備	2 基	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
①ポンプ 揚水ポンプ		480Ps 1200rpm	1 台
②受水槽 有効容量 12.7 m <sup>3</sup>	1 基	3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
(2 分割-複合盤)		④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
③高架水槽 有効容量 6.3 m <sup>3</sup>	1 基	⑤電気室 高低压配電盤	19 面
(2 分割-SUS444) 保温		動力制御盤	15 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 リッ	3 基	電灯分電盤	21 面
⑤ウォーターサーバー	2 基	端子盤	12 面
壁埋込式、ステンレス製		⑥低圧回路	
冷水能力 301/リッ		⑦低圧負荷設備	
⑥その他付属設備	一式	電動機合計容量 1,123.023KW	130 台
2. 排水設備		電灯コンセント合計容量 476KVA	2,115 個
公共下水道接続箇所	6 基	⑧直流電源装置	
①湧水排水ポンプ		100V 非常照明用 発電機器操作用	
②雑水排水ポンプ	2 基	全自動サイリスター式整流器	
③雨水排水ポンプ	2 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3. 15 m <sup>2</sup>	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
●消防設備		蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	2V×54 セル	
②屋内消火栓設備		⑨交流無停電電源装置	
屋内消火栓箱	12 基	100V 中央監視装置用	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	商用同期常時インバーター給電方式	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
④ハロン消火設備 7 系統		出力容量 5KVA)	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
前室、電気室、発電機室)		親時計 1 台 子時計 41 台	
⑤救助袋 3-5 階	6 台	⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
⑥自動火災報知設備		⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
差動スポット感知器	6 個	多機能電話機	15 台
定温スポット感知器	14 個	一般電話機	37 台
煙感知器	384 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
炎感知器	4 個	⑭中央監視設備	
⑦非常放送設備	一式	SAVIC-NET50 による監視システム	
⑧消火器	38 本	●エレベータ	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	1. 2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg	90m/分
通路誘導灯	39 台	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg	105m/分
客席誘導灯	22 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg	30m/分
⑩その他付属設備		5 号 乗用 定員 11 名 750Kg	30m/分
●防犯設備	46 個	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
①防犯設備 熱感センサー		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
②監視カメラ 1-4 階 カラードーム型	16 台	自動扉	4 箇所

館内見取図

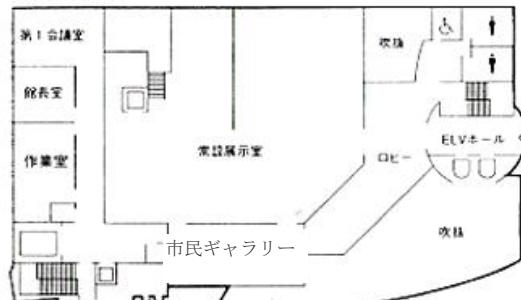
### 3階平面図



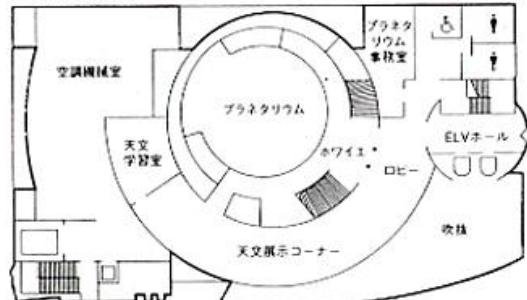
6階平面図



2階平面図



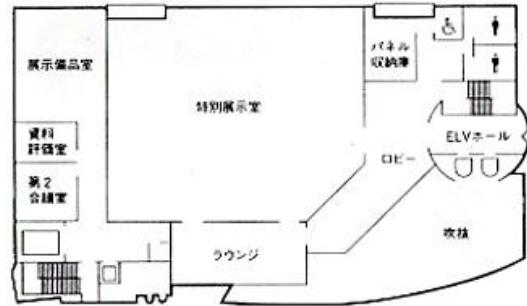
## 5階平面図



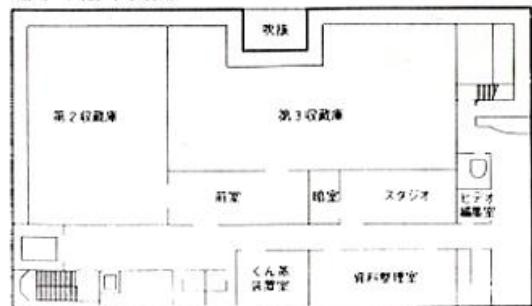
1階平面図



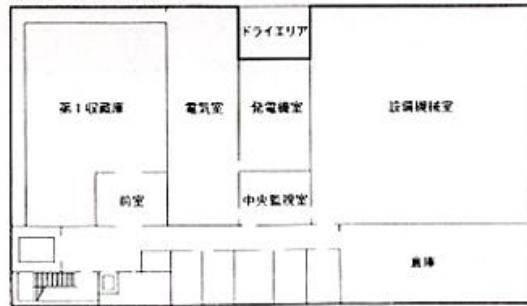
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



## ●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区には、都市公園を介して地場産業振センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造り的なあたたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを想起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の縁が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズミカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2~4階に博物館部門、5、6階にプラネタリウム部門を收め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

## IV 利用案内

### ●博物館を彩る施設（無料利用できる部分）

#### □エントランスホール（1階）

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引きます。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所です。

#### □情報コーナー（1階）

4台のモニターで、四季にわたり四日市各地に伝わる伝承行事を入館者が自由に見ることができます。また、歴史・自然・美術工芸などの書籍も自由に閲覧できます。

#### □ミュージアムショップ（1階）

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえています。

#### □陶壁（2階ロビー）

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るために、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ2.5m 幅5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体

#### □常設展示室（2階・3階）



## I 楠歴史民俗資料館事業概要

### 1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の邸宅であり、岡田家について、幾つかの古文書や神社棟札、また、文政12年（1829年）の岡田家の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の中に宝暦10年（1760年）の記載があることから、建築年代は18世紀半ば、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、建築様式から推定すると、約250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年（1870年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。



平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建造物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行ったが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成26年3月末現在5,085点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



## 2 事業

### (1) 夏の夜間特別開館 2013

通常 17 時で閉館するところを、20 時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホタルの郷コンサート、天文科学教室などを開催した。

- 日 時：6月1日（土）・2日（日）
- 来館者：1,094人・352人 計1,446人



### (2) 秋の夜間特別開館 2013

資料館を淡い光で彩るあんどんまつりや模擬店、コンサートなど、保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

また、当館職員による講座「地獄と極楽のはなし」や星空3Dシアター、暗い屋敷の中を歩く体験などを行った。

- 日 時：10月5日（土）17:00～20:00
- 来館者：359人



### (3) ミニ門松づくり

市内河原田地区の「竹林に親しむ会」の指導のもと、ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

- 日 時：12月23日（祝）9:00～正午
- 参加者：15人



### (4) 企画展：吊るし飾り展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催。

- 期 間：平成26年2月1日（土）～3月29日（土）
- 来館者：1,620人



### (5) ひなまつりコンサート

ひなまつりにちなんだ地元団体の協力のもと大正琴による童謡や懐メロのコンサートを、保存運営委員会と共に開催した。

- 日 時：平成26年3月2日（日） 13:30～15:00
- 参加者：75人



### 3 施設の利用

#### (1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成25年度実績は以下のとおりである。

- ・四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会平成25年度総会  
4月17日(水) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会
- ・ふち・ぶうけ会議  
4月17日(水) ふち・ぶうけ
- ・ふち・ぶうけ会議  
5月15日(水) ふち・ぶうけ
- ・グラスアート体験会  
6月8日(土) グラスアート
- ・グラスアート体験会  
7月13日(土) グラスアート

#### (2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成25年度実績は以下のとおりである。

- ・折り紙展  
4月2日(火)～4月29日(月) 楠公民館 夢折り会
- ・ひょうたん展  
5月1日(水)～5月31日(金) 個人
- ・生活色彩クラフト展  
6月1日(金)～6月29日(土) 個人
- ・かな書展  
7月3日(水)～7月30日(火) 楠公民館 かな書サークル
- ・絵画サークル展  
8月1日(木)～8月28日(水) 楠公民館 絵画サークル
- ・銅板工芸展  
9月1日(木)～9月28日(土) 水曜会
- ・花のある暮らし展  
10月1日(火)～10月14日(祝・月) ふち・ぶうけ
- ・伊勢型紙作品展  
10月16日(水)～11月14日(木) ゆめの木 伊勢型紙教室
- ・帯と着物で作る掛け軸展  
11月16日(土)～11月29日(金) 個人

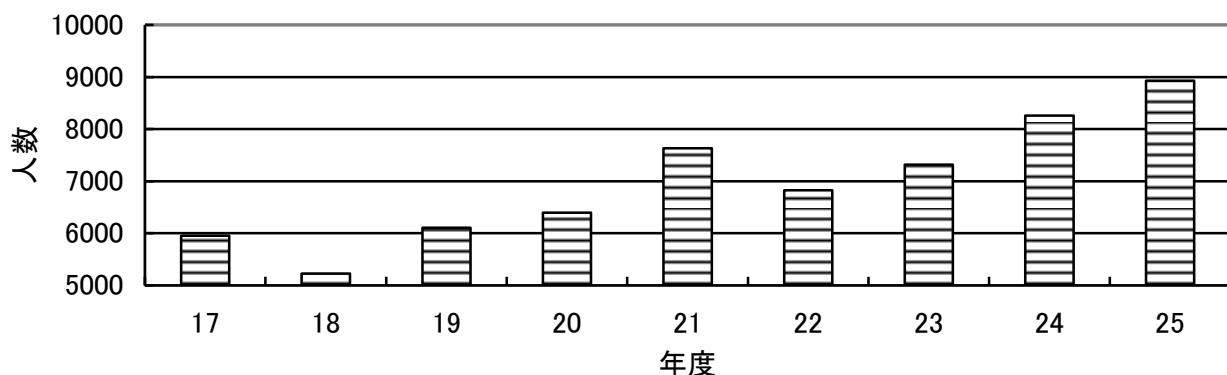
- ・花みかんの会作品展  
12月1日（日）～12月26日（木） 河原田絵てがみ教室
- ・旅全集展  
平成26年1月4日（土）～1月30日（木） 個人
- ・日向ぼっこ会手芸展  
平成26年2月4日（火）～2月27日（木） 日向ぼっこ会（四日市市野田）
- ・能面&陶製万華鏡展～夫婦二人展～  
平成26年3月5日（水）～3月30日（日） 個人

## 4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成26年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	25	485
5月	27	493
6月	26	1,928
7月	26	400
8月	27	461
9月	24	888
10月	27	855
11月	26	894
12月	24	443
1月	24	426
2月	24	942
3月	24	678
合計	306	8,927

(2) 観覧者数推移



## 5 関係法規

### 四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号  
改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号  
平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号  
平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

#### (定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行なわずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。  
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。  
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。  
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。  
(5) その他必要な事業  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務  
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務  
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務  
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関する業務

て四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

#### (観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、前項の許可を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他施設等の管理上支障があるとき。

3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、  
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

#### (利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。

- (1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設
- (2) 国及び地方公共団体

- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
  - (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第 1 項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第 1 項の貸出期間は、30 日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1 年以内とすることができる。
- 追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

#### (許可の取消し等)

- 第 13 条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
  - (2) 許可の条件に違反したとき。
  - (3) 第 8 条第 2 項各号(第 11 条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
  - (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (入館等の制限)

- 第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めた者
  - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めた者
  - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めた者
  - (4) その他資料館の管理運営上支障があると認めた者
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (権利の譲渡等の禁止)

- 第 15 条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (特別の設備等)

- 第 16 条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (原状回復の義務)

- 第 17 条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第 13 条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (損害賠償)

- 第 18 条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

#### (委任)

- 第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成 20 年条例 23 号・22 年 7 号〕

#### 附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 29 日から施行する。

#### 附 則(平成 20 年 6 月 27 日条例第 23 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成 22 年 3 月 25 日条例第 7 号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号)

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第 1(第 9 条関係)

区分	利用料金の上限額(円)		
	午前	午後	
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	
立会所	ざしき(西)	650	650
	ざしき(東)	650	650
	小さしき及び水屋	650	650
	全室利用	1,950	1,950

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 25 年条例 67 号〕

## 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めたときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

### (休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に当る法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

### (公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けてきるものとする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

### (公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めたときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

### (公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

### (利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかつたとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

### (特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

### (特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適當と認めたときは、四日市市楠歴史民俗資料館特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつくることができる。

### (特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

### (特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないうき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不適當と認めたとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならぬ。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めたときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

- 第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。
  - 3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。
  - 4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。
  - 5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## II 施設概要

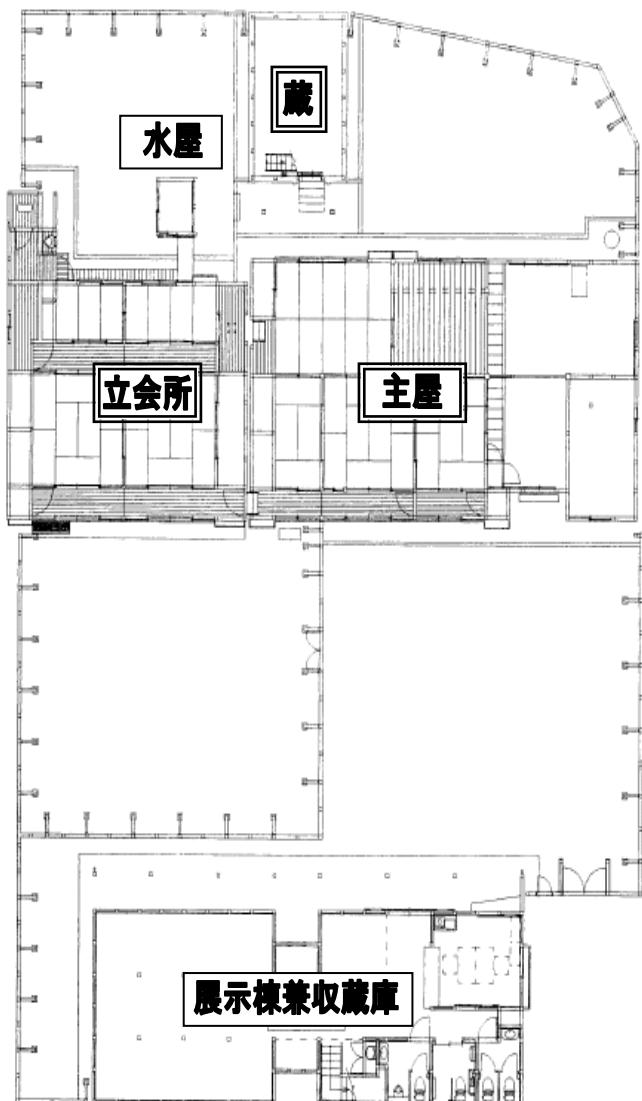
所在地 〒510-0106  
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地  
電話 059-398-3636  
FAX 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m<sup>2</sup>  
建築面積 338.09 m<sup>2</sup>  
延床面積 448.24 m<sup>2</sup>  
建物構造  
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)  
木造瓦葺平屋 209.75 m<sup>2</sup>  
蔵 (四日市市指定有形文化財)  
木造棟瓦葺平屋 39.08 m<sup>2</sup>  
水屋  
木造瓦葺平屋 2.76 m<sup>2</sup>  
展示棟兼収蔵庫  
木造瓦葺 2階建 196.65 m<sup>2</sup>

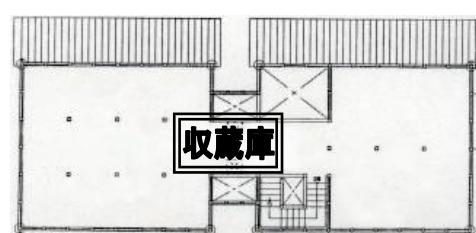
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子  
AVコーナー 駐車場 11台

### 館内見取図

1階平面図



2階平面図



平成 25 年度四日市市立博物館年報 第 21 号

平成 26 年 7 月 28 日発行

編集・発行 四日市市立博物館

〒510-0075 四日市市安島一丁目 3 番 16 号

TEL 059-355-2700(代)

FAX 059-355-2704

<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>